

平成28年第4回長与町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成28年12月 6日
本日の会議 平成28年12月 7日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 久松 勝 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 谷本 圭介 君 水 道 局 長 木島 英利 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
水 道 局 理 事 吉田 邦彦 君 教 育 委 員 会 理 事 近藤 徳雄 君
秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君 総 務 課 長 山本 昭彦 君
契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君 地 域 安 全 課 長 山口 功 君
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君 財 政 課 長 田中 一之 君
税 務 課 長 荒木 秀一 君 収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君
土 木 管 理 課 長 日名子達也 君 産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君
福 祉 課 長 森川 寛子 君 こ ど も 政 策 課 長 村田ゆかり 君
住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君 健 康 保 険 課 長 志田 純子 君
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君 下 水 道 課 長 濱 伸二 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 森 省二 君 情 報 管 理 室 長 江頭 幹夫 君

会議録署名議員

2番 中村 美穂 議員

3番 安部 都 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時05分

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程第1、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、吉岡清彦議員の①町長が目指す人材の育成について。②ごみ行政について。③新教育長の教育姿勢・方針についての質問を同時に許します。

15番、吉岡清彦議員。

○15番（吉岡清彦議員）

おはようございます。質問をいたします。大きな項目で3つありますけども、まずは、町長が目指す人材育成、言うなれば人材破綻ですね。財政破綻とかいろいろありますけれども、その回避するためにも大切なことではないかと思っております。今年10月30日付の毎日新聞の社説に国会、地方議会ともに議員の質の劣化が指摘されて久しいと書かれておりました。また、何回か私も発言をここでしておりますけども、平成23年の3月には前連合会長の古賀会長が、民主は次の次も政権取れぬ、人馬を蓄えよ、ですね、ガバナンスが問題、そういうことですね、発言をされておりました。このように、人とかあるいはリーダーのあり方はどのような組織、政党であれ、地方であれ、その他いろんな団体ですね、組織体にも通じるものだと思っております。最近の住民の方の言葉ですけれども、「この頃、職員が生き生きしてる」との話が私にあったわけですが、「町長の指導力のおかげでしょう」と私も答えておったわけですが、住民の答えが「仕事をしなくてもよいから」そういうようなことの言葉を聞いております。私は先般来、北海道夕張市の財政破綻の件を持ち出しておりました。有名なこの問題ですね。これは、結果として財政が行き詰まったことではあるわけですが、潜在的な、あるいは根本的な問題としては、中身のある人、人材がいるかどうかであったわけですが、これは自治体、議会あるいは全てのものにどこにも通じるんじゃないかと思っております。夕張市のようにならないためにも町長としての力量が試されるわけがあります。「幸福度日本一」を求め、どのような町長を目指しているのかお尋ねするし、また、この「幸福度日本一」ですね、これを言うばかりではなく、行動が必要ではないかと思っております。また、そのためには人をどのように育てていくのか、その点はですね、またお尋ねしたいわけですが、

大きな2番目として、常に私も言ってますけども、ごみ行政です。水とこのごみというのは、住民にとっては1番大切な問題であります。特に私が言ってるのが資源化物のことですが、ごみ資源化物、粗大ごみなどの収集業務は水道事業と同様、町の最大なる仕事である。今後、どのような取り組みを計画してるのかお尋ねしたいと思っております。また団地の高齢化ですね、ニュータウンをはじめいろんなところも団地があります。深刻な問題となってきておるわけです。特段の対策を考えているのかお尋ねいたし

ます。

大きな3番目といたしまして、新教育長の教育姿勢・方針ですね。改めて新教育長の就任をお祝いいたしたいと思っております。文教の町ながよ、教育の町ながよ、ですね。この教育というのは、学校教育だけじゃなくして社会教育も入ってるわけですけども、この「文教の町ながよ」を掲げている長与町であるわけですけども。この9月に就任された新教育長のこれからの教育のあり方についてを尋ねていきたいと思っております。細かく言えば(1)として、これからの教育行政に対する姿勢、方針を大きな点からお尋ねしたいと思っております。(2)これも常に私のいろんな問題の提言策としておりましたけども、緑ヶ丘団地ですね、校区の件ですけど、この見直しを新教育長はどういう形でとられておるのか、お尋ねしたいと思っております。(3)児童生徒の暴力、いじめなどがいろんなマスコミで報道されております、指摘されておりますけども、本町の対応はどのようになっておるのかお尋ねいたしたいと思っております。(4)各小学校校区ごとに青少年育成協議会が設置されておるわけですけども、役割が終えたというか、いろんな形のあり方を模索していく必要があるんじゃないかという気がするわけですけども、これについて見解をお尋ねいたしたいと思っております。(5)町民体育祭があるわけですけども、この件についても、昔からのあり方としては良い面もあるわけですけども、役割も終えたような気がするわけですけども、どのようにこれから考えていくのか、その点を大きな観点からお尋ねいたしたいと思っております。以上です。あとは質問席からいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

みなさん、おはようございます。今日から一般質問ということで、最初の質問者であります吉岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。3番目のご質問につきまして、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは1番と2番のご質問にお答えをさせていただきます。

始めに1番目1点目のご質問のどのような町長を目指しているのか、ということでございます。私は町長就任以来、住みたい、住み続けたい、住んでよかった、そういう幸福度日本一の町を標榜し、精進をしておるところでございます。ホットミーティングの開催、まちづくり提案箱等により、町民皆様からの意見を参考にいたしまして町政に活かしてまいろうと、そのように考えております。また、職員には日頃からまちづくりのビジョンや全体像を伝え、そしてそれを理解していただき、職員の意見に耳を傾け、目標の達成に向けて互いに努力をしておるところでございます。職員が能力を最大限に発揮できるようなそういった環境を整えることが私の仕事だと思っております。各自が責任感を持って仕事に取り組んでいただくことにより、職員がより一層学び成長していくことが、町政の発展につながると考えております。今後も町民皆様の意見を参考にいた

しながら、職員と協議を重ね、職員の能力を引き出して、町政に活かせるような町長、町政を目指してまいりたいとそうように考えております。

次に2点目の人材育成でございます。公平・公正の立場で物事を考えられる画一的ではなく町にとって今何が求められているのか、そしてまた、何をすべきなのか、論理的に把握をし、その実現に向けて積極的に行動する職員、また行財政改革を行っていくうえで、新たな財源を導く各種事業の展開を図れるような、町民にとりまして有用な職員の育成につながるよう経験年数や職責にあわせて実施する階層別研修、あるいは職務を遂行するために必要な知識・技能を習得するための専門研修などを行っております。また、今年度より新たな取り組みといたしましてコミュニティ派遣研修、そしてまた業務改善活動「変わらば計画！」の取り組みを実施してまいります。コミュニティ派遣研修では、協働のまちづくりを踏まえた次世代行政の担い手育成を目的といたしまして、中堅職員の地区コミュニティへの派遣を実施しております。また、業務改善活動「変わらば計画！」の取り組みでは、業務改善により身近な問題を改善することで、直接的な効果と課題発見力や情報分析力など、職員の能力を育成する効果を期待してまいりまして、職員が改革意識を持ち続ける職場づくりを目指すための取り組みでございます。今後とも職員の資質向上と能力開発を行い、より質の高い職員となるよう人材育成をこの後も行ってまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2点目、ごみ行政でございます。収集業務の今後の取り組み及び高齢化対策とのご質問でございます。町のごみ出しに関するこれまでの取組といたしましては、公民館等に常設資源化物回収施設を設置いたしまして共働き世代や収集日にごみ出しが困難な方の利便性を図る対策を講じてまいりました。また、自治会における資源化物等の拠点回収につきましては、高齢者などのごみ出し困難者のために車両等による回収を行っていただいた場合、自治会に助成を行う対策を講じてまいりました。今後の取組についてでございますけれども、1番目に粗大ごみの有料化収集を来年度からの実施に向け、現在準備を進めているところでございます。これは粗大ごみにつきまして戸別収集を希望される方について、有料により収集する新たなサービスでございます。

2番目といたしましては、来年度よりごみ出しのサポート対策といたしまして、収集日や分別区分の案内などスマートフォンのアプリを活用した事業を計画しております。これはスマートフォンでごみ出しカレンダーを閲覧することができることや、収集日にごみの出し忘れ防止のためのお知らせ機能を持ち、ごみの減量化や分別の啓発など、スマートフォンの機能を活用した新たなサービスを展開するものでございます。

3番目といたしましては、事業系ごみの搬入量の増加に伴う対応策といたしまして、現在、町内の事業所にアンケートをお願いしてまいりまして、現状の把握と分析を行った後に、各事業所との協議と連携によりごみの減量化対策を実施するよう考えております。

次に、団地の高齢化による特段の対策という質問でございます。平成17年より高齢者等ごみ出し等支援事業を実施しております。現在、おおよそ120名の方がご利用を

いただいております。この事業はひとり暮らし高齢者のみの世帯や障害者世帯など、一定の要件を満たした世帯につきまして、戸別にごみを収集するサービスでございます。その他、自治会におきましては、ごみ出し困難世帯の戸別回収を実施していただいております。支え合いの精神のもと、重いごみなどを出すことが困難な方の支援を自治会内の共助により積極的に実施をしていただいている地区もございます。日頃より自治会及び町民の皆様のご理解とご協力により、このような助け合いの活動によるごみの収集は元より、町づくりや住民間の交流の活性化を図っていただいております。団地のみならず、町全体の高齢者などの世帯の増加を踏まえた対策といたしましては、高齢者等支援事業の対象者の範囲を広げ、幅広い運用ができないかなどを検討いたしております。具体的には対象者の範囲を「身体機能の低下等により実際にごみ出しが困難な方」などに対してもサービスを広げることや自治会での見守り活動を含めた共助の心によるごみ出しサポート活動の推進に対しまして、町としてご支援ができないかなど、関係機関と協議・検討を行い、拡充を進めてまいりたいと考えております。また、様々なハンディを抱えた世帯につきましては、ごみ出しに支障があるためごみ屋敷化する世帯などの相談もあっており、健康面や精神面などに悪影響を及ぼし生活環境面全般に支障を来す恐れもあり、町といたしましても様々なサポート対策等々を検討している状況でございます。今後につきましても福祉や介護部門などとの情報の共有と連携を図りまして、効果的なサービスの検討及び拡充を図り、高齢者の皆さんが地域の皆様とともに安心して生活できるような対策を講じてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

皆さんおはようございます。町議会初めての答弁で緊張と不安でいっぱいでございます。今回、多方面にわたりたくさんのご質問を頂戴いたしました。ありがとうございます。就任の際もお話いたしました。今後とも常に誠実に感謝の気持ちを忘れず、長与町の教育を推進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

では、吉岡議員のご質問にお答えしたいと思います。1点目の教育行政についての基本的な考え方についてでございます。教育行政とは、国または地方公共団体が法律に定められた教育施策を不当な支配に屈することなく、また、必要な条件整備等を行いながら具現化していく営みでございます。教育行政を預かる私といたしましては、新しい教育基本法に則り、粛々と進めてまいり所存でございます。この教育基本法には、教育の目的及び理念、教育の実施に関する基本など18項目にわたって示されていますが、私はその中でも特に第3条の生涯学習の理念、第5条の義務教育、第10条の家庭教育、第13条の学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力などに力点を置きながら「教育と文化のまち ながよ」をさらに充実・発展させてまいりたいと考えております。

特に、長与町教育方針にもあります、次の2点に力を注ぎたいと考えております。

まず1つ目は、学校・家庭及び地域住民が互いに手を携え、町民挙げて子どもたちを健やかに育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる長与町をめざしたいということです。もう1つは、教育に携わる教職員の資質の向上に取り組んでまいりたいと考えております。もう少し具体的に言うならば、教育大綱の基本目標にあります、心を育む教育と文化の創造として、たくましく豊かな心を持つ青少年の育成、歴史・文化を守り育て、芸術と生きがいを育む地域づくり、互いを尊重し合う社会づくりを目指し「教育のまち、ながよ」の実現に取り組んでいく所存でございます。

2点目の緑ヶ丘団地の校区の見直しについてのご質問についてお答えいたします。長与町内の通学区域については、長与町立小・中学校の通学区域に関する規則に則り、長与町立学校通学区域検討委員会を毎年実施して決定しております。ご質問の緑ヶ丘団地については、平成15年度から一部地区学校選択制度の導入により、入学時に指定された洗切小学校以外に長与小学校への入学を選択できることとなっています。現時点では、見直しの検討に入る1つの目安を、洗切小学校の在籍児童数の減少により各学年が単学級となることが想定される年度の6年前を想定しています。

3点目の児童生徒の暴力、いじめ等の本町の対応についてお答えいたします。平成27年度実績値は1,000人あたり暴力行為発生件数については、国が2.6件、県が0.8件、町が0.3件となっています。また、いじめの認知件数については、同じく1,000人あたりで比較すると、国が18.1件、県が14.0件、本町が8.3件となっており、国や県との比較においては問題行動の発生率としてはかなり低い状況であると認識しております。しかしながら、発生件数がゼロではないことから、生徒指導上の問題行動については、未然防止・早期発見・即時対応の観点から学校への指導を繰り返し行っているところです。なお、いじめの認知件数については、数が問題視される向きもありますが、ごく短期間のうちに解消したいじめの事案や、これまで単なる人間関係のトラブルと捉えていた事案の中にあるいじめの芽やいじめの可能性のあるもの、もしくはいじめの疑いのあるような事案をも含めて件数として計上しており、認知件数は従前に比べ増加しています。このことは積極的にいじめの発生等の対策に尽力した結果ととらえています。今後とも、子どもの状況等をしっかり把握し、それを出発点としていじめ根絶を図ってまいりたいと考えております。

4点目の小学校区青少年育成協議会についてお答えします。現在、町内には小学校区ごとに5つの青少年育成協議会があり、お互いに協力して、明日を担う青少年の健全育成を図り、明るい社会づくりに寄与することを目的に活動していただいております。各協議会では、子どもの安全確保、有害環境の浄化、広報・啓発、生活習慣の見直しと家庭への支援活動など青少年健全育成には欠かせない事業を実施していただいております。町といたしましても、次世代を担う青少年の健全育成は重要な課題として、家庭・学校・地域社会が一体となった青少年の健全育成を進めており、青少年育成協議会を中心

に健全な環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。また、国におきましても、学校と地域の人々が目標を共有し一体となって地域の子どもの豊かな育ちを確保するとの方針を打ち出しており、小学校区青少年育成協議会の果たす役割は、今後益々重要なものとなっていくものと考えております。

5点目の町民体育祭についてお答えします。町民体育祭は町民の健康増進、親睦融和を目的として、併せて体育の普及振興を図るため、毎年開催されております。今年で46回目を迎えましたが、毎年約8,000名の町民の皆様の参加をいただいております。幼児から高齢者まで一同に集う町民のコミュニケーションを図る長与町の一大イベントとなっており、今年は新たに北陽台自治会も参加していただきました。また、競技種目に関しても、毎年、前回の反省を踏まえ、長与町スポーツ推進員、長与町体育協会役員、自治会長会の皆様を中心となって、競技種目の更新や編成内容についてご検討をいただき、より参加しやすいイベントを目指し、開催しております。今後も、町民のコミュニケーションが図れる秋の行事として、町民の皆様の健康増進を目的として開催してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今、町長、教育長より詳しく説明がありました。しかし、私なりにまたいろいろ再質問していきたいと思っております。町長は当初から良い言葉で幸福度日本一、それは立派なことでありますので、私たちもこれは期待しておるわけですが。要はどうやってそれを遂行していくか、一番それが大事じゃないかというのを常々言ってきたわけです。私が常に言ってるのが一合枘の行政とか、歯磨き行政とか仲人行政とかスピッツ行政とかいろいろ私なりにいろんな先人の言葉を受けながら言ってるわけですが、大きな碁盤で言えば、町長も碁もやるからご存知でしょうけども、19×19の大きな盤面の中で、ちょこちょこした一合枘の中のような、そういうことだけで終わって良いのかっていう、そういうのが常に私が言ってる一合枘行政という言い方になるわけですね。やっぱりそういうのを払拭するためにも、どうやって人材を育成していくのか、また町長がどうやってそれをコントロールしていくのが、これから大事なことはないかというのは常々言ってるわけです。また町長においても、日本一を掲げるためには言葉だけでなく、あと最後までそういうのに向かって、自分自身が指導していく、今までこう聞いておりますけども、やっぱりそういうのがあって初めて部課長のメンバーも心を入れ替えてやるんじゃないかという気がするわけです。私もこの町民のこういう言葉を聞いて、私なりのやっぱりそういうのがちょっと怠慢というか、少し良くない所があるなというのがつくづく感じる場所があるわけですね。住民の方々が窓口に来ても、よく言われるのが、何しに来たとかいうような対応をされるというわけですね。私もやっぱりそういうのは感じる時があります。それは、ここにいる他の管理者が、部課

長がそういうのはちゃんと分かっていかなきゃならないわけですね、はっきり言ってですね。そういうのをこういう場所ではか言わないから、ひどくいじめるような感じになりますけども、やっぱり僕たちが言うのはこの場所しかないわけですからね。そういうのがやっぱり町長もよく分かってから、そういうそのいろんな会議の中で管理職を指導していくのが大事じゃないかと思うわけですね。それで今、ちょっと先ほど聞いてたら、コミュニティかなんか、派遣に職員をやるとかいうことも初めて聞いたわけですが、でも、ちょっとそのところ、もう少し誰か分かっておれば、どういう形で研修をし、1回私もあるいは他の人も言ったか分かりませんが、民間に派遣して、それこそ人格向上に向かっていったらどうかということも言いましたし、また他の仲間が言ったような気がしますけども、結局こういうところに行くと、自分の目線が高い目線で行くような気がするわけですね。それよりも下の目線から頂く、他のところから頂く、そういう方は私は良いような気がするわけですが、自分が職員だと言って行く、その目線よりも、職場に行き、どこかに行き、その人たちからの下の方、自分が下になって上から指導いただく。やっぱりそういう方向も大事と思うんですけども、まずはそのコミュニティ研修もやってるということですので、ちょっとそういう点についてお尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

コミュニティ派遣研修につきまして説明をさせていただきます。コミュニティ派遣研修は今回初めて行ったものでございまして、積極的に地域に赴いて、行政側から町民側へ視線を移すことで、また地域における課題等で実感できる研修になろうかと思っております。また、派遣された職員に対しましては、この職員は中堅職員を派遣させていただいております。まだ若手の職員でございます。コミュニティに派遣することで、コミュニティの中で例えば住民とのパートナーシップ、それと人的ネットワーク等も築ければと思っております。職員にとっても地域にとってもパイプ役としての職員育成になるかと思っております。職員にとっても良い経験になるのではないかと思うような研修になればと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

その点は、外に行きやるのは良い。それともう1つ先ほど言いましたように、どうしても役場にいれば、住民が頭下げてくるものだから、自分たちが上にあるような感覚を持つわけですね。先ほど言いましたように、窓口に行き「何しに来たか」というような向こうの対応も出てくるわけですね。それはやっぱり住民がそういう言葉で出るわけですから、先ほど言いました私のそういうのが感じる時があったわけですね。だから、

先ほど言うように外部に行つて、あくまでも今の場合は役場内の1つの、役場の職員として行くわけですね。今の派遣の方も、派遣と言つてるけども。だから民間に行つて、自衛隊なんかに行つて訓練を受けて性根が変わつてきたという話も聞きますけども、やっぱりそういうことへの考えはありませんかね。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私は日頃、町民の皆さん方と接するのが一番の仕事だというようなことで指導しております。今、吉岡議員がおっしゃつたような部分があつたとしたら、私もまだ目が行き届いてないなというふうに思っております。ただ、私はいつも部課長に申し上げますのは、このコミュニケーションというのが1番大きなポイントじゃないかと。危機管理におきましても、コミュニケーションが無いところは危機管理が足りないと。だから、常にそういった危機管理を持つために、そういったコミュニケーションの数はしっかりと持つておきなさいというようなことの指導をしております。やはりどうしても、今は町としましては県の方と交流をやっておりますけれども、今度は先ほど申しましたコミュニティへの派遣という形で長与町内の方々とのパイプ役という形で、もっともっと勉強してほしいということがございます。そういった形で、そういった職員の皆さん方には多くの場で多くのことを経験していただくと、それによって学んでほしいと、そういう指導を今後とも続けていきたいと、そのように思っております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

それはもう毎回、聞いております。今ちょっと聞いたのは、外部に派遣してそういう人格向上に向けてどうかということを知りたいわけですけども、今の答弁だったらしないというような感覚ですけども、そういう感じで良いんですかね。今のところやらないということで。考えてないということで良いんですかね。私が聞いたのは、言うなれば企業とか自衛隊とかその他いろいろありますね。そこに職員を短期間でも、そういうことをちょっと聞いただけですけど、今の答弁だったら今までどおりの範囲内の答弁だから考えてないということで捉えているわけですけども、ひょつとしたそちらの方が、よりまだ肝っ玉がすわつて人格向上に向かつていくんじゃないかということを探ねたわけですけども。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

すいません、どういう内容だったのかと思つたわけでありまして、町としましてはできるだけそういった交流はしたいと思っております。各町ありますけども、県との

交流をやってないところもたくさんあります。今、長与町としましてはそういった交流もやっていますし、また町内との交流もやっていますし、また、そういった機会を見つけて、そういった機会があれば、今後とも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

私が心配するのは、ここにちょっと書いてますけども、なぜ私が夕張市を持ち出したかという結局は財政破綻で有名になったわけです。書いてますけど、財政が行き詰まって破綻したということで一辺に有名になった。確かに炭鉱が閉山して、いろんな形で市長さんにしてもあるいは町民にしてもあるいは議会にしても、何か対策をしなきゃいけないということで一生懸命やったか分かりません。結局は、そういう状況になってきたということは、議会にしても行政側にしても当時たかかれたのが、能がなかったという、当時も言いましたけれども。だから、こういうことでずっと私も20年前から地方自治体に入って、大事なものは人材ということはずっと葉山町長の時から言ってきたわけですけども。大事なことから、そこにおられる我々議会もそうですよね、はっきり言って、私が良いとかなんとか言ってるんじゃない、心配なことだから、そうならないための前の段階として、根底にあるのが人なんですよね、これがですね。そこをだから心配して常にこういう人材、範囲内だけでやる人材じゃなくして、より幅を広く持ったそういうことをしなきゃ、そういう財政までいくかどうか分かりませんが、人材破綻、そういうのに向かっていくんじゃないかというのが心配で、今回もこういうことをやったわけです。だから町長においても、本当の町民のために思う町づくりをしようと思ってると思いますので、私も良い町に向かっていこうと思ってこういうところで今、尋ねてるわけですから、一緒になって向かっていくということは変わらないわけですから、これからもそれに向かってやってほしいと思ってる。私が心配するのは、長与町の人材破綻が起きないかどうか、それなんですよね、はっきり言って。一生懸命町長としてやってほしいと思っております。

あと、常に私、ごみのことを言っておるわけですけども、なぜかと言うと私自身が自治会長という立場もありますので、一番住民の苦労というのが分かるわけですね。一般の人たちも一生懸命それをやっていますけども。どういう声が私に入ってくるかということも、私しか入らないわけですから、住民の声もですね。そういう観点からずっとこの問題については、特に資源の拠点回収について、してきてるわけですけども。細かく粗大ごみの有料化とか戸別回収とか言っておりましたけども、いろんな制度は行政側も高齢者支援事業とか言って、あってるんです、はっきり言ってですね。しかし、そういうのが全て制度上ですので、ある程度の制約があるわけです、これはですね。それをずっと同じように、これは50%ぐらいになってきた時、どうやってそれを対応するかとかですね。これからいろんな問題が含んでるわけですよ。だからそのためには根本的な

この制度をやっぴり見直していく必要があるんじゃないかと思ってるわけです。特に資源化物の拠点というのが私は一番この問題考えておるわけです。これが結局は解決して初めて幸福度日本一の町長を目指す行政になるんじゃないかっていうのが、私なりの考えです。町長としてはその拠点化の制度をずっと続けるつもりですか。どうなんですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私はこのごみ問題につきましては、町民の皆さん方の意見をいろんなところでお聞きしながら進めております。やはりごみ出しが不自由になられた方々に対してどうしたら良いだろうかと、そしてまたご夫婦で働いている方々に対してはどうしたら良いだろうかということで、今回もアプリを活用したごみ出しカレンダーの閲覧ができるようにしたらどうだろうかと。その都度、その都度、何が足りないかということを考えながら一つ一つ詰めていって、改善を図っていったというふうなところでございまして、大まかな意味では一步一步改革をしながら取り組んでいるというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

何かよくこのカタカナな言葉が、アプリとかスマートフォンとか、これは一般の人がそうやってずっと見てから、そういうのにやっていくんですか。そこがだから行政側の型にはまった抜けきらないところなんですよ。これは誰がこういうのを見てから、どうこうって対策になるんですか、こういうのは。町長は一生懸命言ってるけどね。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

こちらのアプリというのは全国的にも普及をされておまして、スマートフォンをお持ちの方であれば、そのソフトをダウンロードすれば、ずっと入っていくと、長与町のごみ出しのカレンダーが見えるとか、自分の地区を登録すると、今日は燃えるごみの日ですよとかいうふうなお知らせ機能とかも付いております。ですから男性の方にはなかなかちょっと分かりづらいといいますか、馴染みがないのかもしれないんですけども、ご家庭の主婦の方については有効な施策になるというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

だから、今週はどういうのが出す日とか、今月はどれに出すというのは、大体知っているわけですね。そういう格好付けたことばかり。それはそれで良いけどもね。もう少し、だから私が言う一合柝の中だけで終わるじゃなくして、どういうそれを今やってる

ことが、改革したら良いかどうかということを考えなきゃならないと言ってるわけよ。いつまでもその資源なら資源のそれだけの、先ほど碁をする人、何人いるか知らないけども、大きな盤面の中で、その3×3の僅かなところで一生懸命それを仕事やってるわけよ。その仕事であるわけよ。そしてやった、やったと言ってるわけよ。そういうのを改善するのがあなた達の仕事になるわけよ。ずっと言ってきたわけよ。あなた達は上の方で、机の上で一生懸命仕事やってるかも分かん。実際の全町民がこういうの喜んでおらない、はっきり言って。好きな人は好きでやってるか分からない、それはそれで良いわけ。しかし、全体的に行政側が考えてやるのはそういうことじゃないわけよ。本当のやっぱり住民のために何をすべきか、それがあなた達の仕事になるわけで、それをしない限りどんなに町長が日本一を目指しても、言葉だけでスピッツで終わってしまうわけ。1個も変らないわけ、今までも。だから町長が、私が1期目の時に12月議会で聞いて、町長は名君になりきらないと、今のままだったら、それをずっと言ってきたわけ、今でも。それをあなた達の方が解決してやらなければ、町長のその日本一を目指すことにならないわけよ。それがあなた達の役目になるわけ。だから、町長も優しいから、指導はどういう言葉で指導しているか分からないけれども、気持ちが優しいのが分かっているからね。それをカバーしてやるのはあなた達の仕事になってくるわけ。碁盤の上の立体的に平面だけにやるんじゃなくして、立体的な提言とあるでしょ。天に向かって立体的なあれを、碁を打つ場合でもしなきゃならないわけで、僕もまだ有段者でも3~4段を行ったり来たりしているから、あまり大きなこと言えないけども、それに向かっていくのがまた我々のこの議員としての僕の役目でもあるし、あなた達の仕事であるわけよ。どういう形で、拠点回収をまだやっていくつもりなのか。ちょっと再度、本当は町長に言ってあなた達がしないといけないんだけど。

○議長（内村博法議員）

久松住民福祉部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

議員からずっとこのご質問はいただいておりますけども、拠点回収につきましては、全町一斉に取り組んでちょうど10年を経過しております。その間、日曜日に出せない方々の対策としまして、いろんなことをやってきたわけでございますけども、いろんな対策を今まで講じてきた中では、どうにか来られたものというふうに思っております。今後、益々高齢化社会を今から迎えるわけでございますけども、そういった中では、自助、公助、共助、地域での支え合いとかこういったものも大事になろうかというふうに思っております。福祉部門におきましても、見守り活動の拡大ということで、力を入れて見守り活動を進めて行こうというそういった取り組みも行っております。今後はますます高齢化していく中で、こういった活動が第一になるかというふうに思っておりますので、拠点回収は拠点回収で、地域での皆さんの活動の力を借りながら進めて、できることならば、地域での見守り活動も含めたところの支援を町の方も何かできないかとい

うことを考えております。そういうことで、今までの拠点活動につきましては、従来どおり取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

だから、いろんな方策をやってるのはそれは分かってるわけ。そういう中であんた達は分からないわけよね。ただ、やらせる方だから。住民としてはもうそういうのにな、だから今もう他のいろんな形で住民の自分なりのやり方で、自分なりの行動をしてるわけよね。だから、先ほど町の人材破綻って言ったけども、自治会自体の破綻していく可能性も出てくるわけ。だから、私が一生懸命これを言うわけ。何回か前にも言ったけども、実際それがものすごく良いと思うならば、拠点回収の条例化でも作って、全てのを自助、共助でやるような方策をしたらどうかって聞いたけども、そういう考えはないわけね。あるね。条例化して拠点回収をなささいという、どんなに立派な方策、政策であるならば、そこまで考えてやる必要があるんじゃないかって言ったこともあるけども、その時はしないと行ったけれども。それだけ立派な政策であれば、それぐらいあっても良いんじゃないかって。それだけ考えてやるつもりがあるわけ。条例化して。

○議長（内村博法議員）

久松住民福祉部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

条例化のお話でございますけども、長与町の清掃に関する条例がございますけども、その中に、町民の責務、そしてまた町の責務というのがございます。その中で、町はごみ出しの廃棄物の分別、処理そういった計画を立てなければならないというふうになっております。町の施策に町民は従わなければならないという言葉はちょっと良くないかもしれませんけども、計画に沿って行わなければならないという条文がございますので、今の条例で満足しているものというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

それをより明確にするために、町民に分かりやすくするためにしたらどうかって言うわけ。どうしても、行政用語とか行政の言葉というのは難しいところがあるから、それを分かりやすくするために、これ専門の、専用の条例を作っても良いんじゃないかっていうのが何回か前にも提言、提案したことであるわけです。そうしていけば、罰則でも作って、もう住民として排除しても良いとかそういうことまでできるわけだから。実際、すばらしい政策と思うならば、そこまでやったらどうかって言うわけです。分かりやすく、今後のためにちょっとそれ言っておきます。なにしろ、ごみというのは何回も言うように、水と共に一日も欠かすことのできない町の事業なんです。そうでし

よ、あんた達も分かってるわけでしょ。そのためにどうやって町民のそういう苦勞を排除してやるかというのが、あんた達の仕事になるわけですよ、町長以下ね。よその市町では各家庭の玄関口まで取って回る行政体もあるのを知ってるでしょ。それぐらいのサービス精神でやるのが良いんじゃないかというのを言ってるわけです。我々自治会にしてもどうやって今、いろいろこう苦勞して方策を今、考えておるけれども、そのところ、これからのあなた達の仕事じゃないか、町長においてもね。考えていってほしいと思っておりますので、今日のごみの件についてはこれで終わりますけども、よろしく願いいたします。

あと、教育長の方針もいただきましたので、改めてこれからの長与町の、あくまでもここに出てますように教育って言えば、何かこう学校教育だけに終わりがちになりますけれども、それも大事なことです。我々も一生懸命できる範囲内で一住民として頑張っ一緒にやっていきたいと、先ほどの青少協についても、少しでも役に立てればなということで、これからもやっていきたいと思っております。緑ヶ丘のずっとこれ、できた時から、制度を作る時から私は心配してきたわけなんですよ、これははっきり言って。なぜかっていうと、どうしてもこの、良いか悪いか分からないけども、1つのこの地域体が、特に地域というのはお年寄りとか子供さんを中心にやっぱり生活していくわけです。大体、中間層というのは仕事に行きますので、あまりこう地域に関係ないか分からないけども、子供さんがやっぱり1番この密着したあり方はしてるわけですね。同じ地域内で90何%が違う学校に行って。違う学校というか、行って、そして自治会というかその地域の活動っていうのは、今度は洗切になるわけです。だから、それをどうするかっていうと、緑ヶ丘を長与小校区にしたらどうかと言ってきてるわけです。はっきり言ってですね。というのが、子供さんと住民と一体となった活動が長与小校区でできるわけです。だから先ほど青少協でも自治会とか青少協というのは洗切小学校区の方の活動になってるわけです。コミュニティで言えば上長与コミュニティ。子供さん達の方は向こうになっておるわけです、長与小。かわいそうと私は思うわけです。だから青少協でもいろんな今まではダム駅伝という名前でしたけども、一緒に楽しくやってた。生徒さんも長与小行ってるから何人かは参加してくれるけれども、あくまでもばらばらになってるわけですね。それがやっぱり本当の教育行政、社会教育行政であれば、やっぱり一体とならないといけないというのが、私の初めからの根本的な考えで反対してきたわけです。その時もですね。だからずっとこれを言ってるわけですけども、今の話を聞くと、何か一本化するっていうことになるんですか。ちょっとそのところを、6年後か聞いたわけですけども、見直しということの中身をもう少し再度お願いします。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

先ほども申し上げましたように、これまでも前教育長も話をしていたと思うんですが、

洗切小学校の児童がだんだん減って行って、全ての学年が単学級、1クラスになると、もう1回入ったらずっと6年間同じってというのは子供達の成長には良くないだろうと。それで、それが見える段階の6年、一応ですね、町としてもゼロ歳児までの予想も全て取っています、データを。今の状態でいきますと、この33年度ぐらいまでは、ほとんど横ばいでいきます。今、1番少なくてちょうど10クラスになってるんです。2クラス、2学年だけ1学級になっているんですが、あとの学年は2クラスずつあります。これから今の流れでいきますと、むしろ、来年、再来年には11クラスになって、次は12クラスになってとかそういう状態で大体2クラス位でいきます。それと、今年は来年入学予定者が、緑ヶ丘の子供達がこれまでは、ほとんどの子供達が洗切小学校じゃなく長与小に行っていたんです。それがちょっと今年は、私立にも行く子供もいると思うんですが、10名ほど、割と洗切の方も目指してるっていうか。そのうち何名が私立に行くかはっきり分かってないんですが、っていうのが、ちょっとこう長与小が大きくなり過ぎて、子供たち一人一人には「洗切は目が行き届く学校よ」というのが少し保護者の中にも伝わっている部分もあるし、それと今、洗切小学校が県の指定を受けて午後からの学童あたりと並行して、週1回ふれあい塾的なことをしてます。そこあたりも少しは保護者の耳にも入っているんじゃないかならうかと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今の、どうしても行政側の聞いていたら、学校の人数によって、いろいろこう、そういうことを考えているから私が、初めはそれは分校的になるか分からない。だから、当初から心配してるのはそういうことになるから、洗切校区をやめて南小校区にするとか、はっきりとそういう自由化制度をやめてからした方が、そうしないとまた変えるとか、そういうことでは子供さんたちもかわいそうだし、地域全体が良くないと。そういうことを考えるから言ってるわけであって、洗切が減るからこうするとかなんとか、そういうことはやっぱり良くないと思うわけですね、これがね。根本的なことでやっぱり、はっきりと先には洗切小校区にするということですか、ちょっとそういうところを再度。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

そういうことを言っておりませんが。一応この10数年、緑ヶ丘の子供たちも一応、形上は洗切校区ではあるけれど、平成15年から一部選択できるという格好で来てますので急にはもう変わりませんし、今の流れで来てますので、この流れは先ほども言いましたように、行きたいと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

はい、じゃあこれで終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時30分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順2、岩永政則議員の①長与町交通体系充実のための大村湾浮橋構想について。②中尾城公園内の公園施設についての質問を同時に許します。10番岩永政則議員。

○10番（岩永政則議員）

改めまして、皆さんおはようございます。それでは質問をさせていただきます。1つ目は、長与町の交通体系充実のための大村湾浮橋構想についてでございます。本町の交通体系の充実のため、町内交通網の体系的、計画的な整備に取り組むとともに美しい潤いのある道路づくり、安全に配慮した道路づくりを推進する必要があります。若干、古い話でございますけれども、長与町は昭和49年1月発行の第1次長与町総合開発計画において、物流機能の強化、地域経済の発展、観光振興のため大村空港から長与町の堂崎地区に橋を架ける、いわゆる箕堂架橋構想を打ち上げたのでございます。吉田安親町長の1期目でありました。まさに町政並びに町民皆さん方に夢のあるふるさと長与づくりの構想であります。時あたかも長崎空港開港1年前でありました。その後、若干の動きがありましたけれども、随分時間が経過をいたしましたけれども、約6年前の平成22年1月の新聞紙上におきまして、大村湾を越えて大村市や西彼地区などをつなぐ浮橋（フローティングブリッジ）構想が報道をされました。それは観光や交通システムの改善などの県勢浮揚に向け、大村市並びに長崎大学、三菱重工など産学官が一体となった取り組みで、環大村湾の各自治体を巻き込んだ協議会の発足を目指すということでございました。

その後、平成25年6月13日の新聞報道によりますと、田上長崎市長は関係自治体と意見を交換したいとの考えを示されたようでありました。私はこれらの情報から平成26年3月定例会におきまして、この大村湾浮橋構想について取り組みの状況を質問してまいりました。その翌年の平成27年11月21日の同じ新聞報道によりますと、長崎市の田上市長は20日、経済波及効果の調査費を来年度の一般会計当初予算に取り込むと、そういう意向を示したという情報がございました。さすが長崎市長であり夢のある長崎市づくりを目指すすばらしい決断であるとそのように私は思いました。そこで長与町の快適な交通体系の整備のため、その実現の可能性を含め以下について質問をいたします。

1つ、今日までの取り組みの状況についてであります。先ほど言いますように平成26年3月の浮橋構想についての質問に対して、大村湾を活かしたまちづくりネットワー

ク会議を4月発足に向けて準備会が開かれるとのことをございました但予定どおり4月に発足したのですか。お尋ねをいたします。

2つ目に、この会議のメンバーは、大村湾沿岸自治体の5市5町とのことでしたが、変化はなかったのでしょうか。質問をいたします。

3点目、具体的な活動として、平成26年度は首長サミット、大村湾フェスタ等イベントが計画されているとの答弁をされておられましたが、予定どおり開催されたのですか、どうですか。また、平成27年度はどのような活動をされたのですか、お尋ねをいたします。2つ目は今後の取り組みについてであります。(1)でございますが前回の質問でも、このネットワーク会議に長崎県を入れるべきであると提案しておきましたが、県は入っていないのですか、お尋ねをいたします。2つ目には、平成28年度はどのようなことが計画されているのですか。もうすぐ年度も終わるわけでございますけれども、4月から今日までの活動と浮橋構想の議論はあっているのかお尋ねをいたします。3点目、今後、浮橋構想については、このネットワーク会議の中心的な取り組みとして、中期・長期計画等を策定し、実施に向けて一步一步進めることは必要であるというふうに思います。関係市町との連携等により浮橋構想実現に向けた取り組みについての見解を求めます。4点目、このネットワーク会議で浮橋構想の議論がもし適当でない趣旨から外れるということであるならば、大村市・長崎市・長崎県・長与町・時津町など関係機関をもって新たな組織を立ち上げる方策がありますが、町長の見解を求めます。

大きい2番目でございますが、中尾城公園内の公園施設についてであります。中尾城公園内のスパイラルスライダーは、公園の開園とあわせて設置されたものと承知をいたしております。全長63メートル、高低差26メートルのらせん状の滑り台でございます。去る6月の定例会において、和解及び損害賠償の額を定めることについての議案が提案をされ議決をされたところでございます。この事故は滑り台のスパイラルスライダーで出口手前の直線付近で速度が上がったため、速度を下げようとスライダーの外側に左足を押しあてて、その折、左足が骨折をしたというものであります。このことによりスライダーの使用は事故発生の平成27年7月から中止状態となっております。町のホームページをあけてみましたら、点検及び改修工事のため使用中止、使用中止期間については未定となって表現になっているというふうに思います。

そこで以下について質問をいたします。1つ、開園以来、スライダー含め大小事故が発生していると聞き及んでおりますが、公園施設別に事故発生の年月日、事故発生の内容と原因、支払い保険金等についての実態はどのようなようになっておりますか。お尋ねをいたします。2つ目に、スパイラルスライダーによる今回の事故は、平成27年7月19日に発生し、以来、使用中止となり約1年半が経過をしようとしたしております。スライダーのどこかに事故発生の原因がなければ事故は発生しなかったのではないのでしょうか。その事故原因は、何であったのかお尋ねをいたします。

最後に、事故発生以降、事故発生への対応、再発防止対策、施設を含めて苦慮されて

いるのではないかというふうに案じているところでございます。今日までの取り組みと今後の対応策についてお聞きをいたします。以上、質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、岩永議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1番目1点目の今日までの取り組み状況ということでございますけれども、交通体系充実のための大村湾浮橋構想全般のこととございまして、一部あわせてお答えをさせていただきます。

この大村湾を活かしたまちづくり自治体ネットワーク会議につきましては、平成26年5月に設立をされておきまして、大村湾の特性を活かした地域活性化を推進することを目的として設立されたものでございます。この会議は、当初の予定どおり大村湾流域の5市5町、長崎・佐世保・諫早・大村・西海、この5市と時津・長与・東彼杵・川棚及び波佐見の5町、これをもって構成をしております。具体的な取り組みといたしましては、平成26年度は8月16日に大村市におきまして、大村湾サミットとして開催をされております。このときには、ハウステンボス株式会社代表取締役社長澤田秀雄氏による基調講演のほか、5市5町の市長及び町長による首長サミットが開催されておきまして、大村湾を活かしたまちづくりについて、それぞれ意見交換が行われたところでございました。また、行政の連携促進にあわせまして、住民レベルにおいて各自治体の人的・物的交流を促進するとしまして、大村湾フェスタが開催されました。8月17日に大村市におきまして、大村湾スイーツカフェ、大村湾物産展、あるいは大村湾クルーズ、こういったものが行われました。また、10月25日、26日には、親子が自転車で大村湾を一周する大村湾ふれ愛チャリソン、こういったものが開催をされまして、各市町に休憩スポットを設け、住民による参加者の応援、おもてなしを行ったところでございます。残念ながら10月26日は、雷雨のために中止となっております。翌年、平成27年度は、会議におきまして大村湾流域における地域資源の掘り起こしを行いまして、大村湾流域自治体の地域資源、イベントなどを地域住民に、より深く知っていただくために、各自治体広報紙へ統一した情報を掲載をしたところでございます。

続きまして、2点目の今後の取り組みということのご質問でございます。今後はこのネットワーク会議には、県からもまちづくりや環境といった観点から職員がオブザーバーとして参加をしております。平成28年度は、会議としての具体的な活動は現在のところやっておりません。8月6日に大村市が海フェスタ大村湾のイベントといたしまして、親子で無人島体験、これを長与町の二島で実施をしております。大村湾流域5市5町の交流促進を図るため、広く住民の参加を呼びかけられたところでございました。

今後の取り組みにつきましては、継続して協議を行っておりますけれども、これまでネットワーク会議において、浮橋構想の議論というものはございませんでした。この浮

橋構想が最初に公表をされてから40数年が経過をしているわけでありまして、この間にいろんな環境の変化が起こっております。昭和57年に長崎自動車道長崎多良見インターチェンジが開通をしております、平成2年には川平有料道路が供用を開始しました。また、西彼杵道路も整備が進められ、当時と比べまして道路交通環境も大きく変化をしておるところでございます。

そのような中、大村湾の特性を活かした地域活性化の推進を目的としてネットワーク会議が設置をされました。浮橋構想については、このネットワーク会議と並行して、大村市が設置をするところの大村フローティングブリッジ研究会で調査研究が行われております。また長崎市におきましても、今年度、経済波及効果や技術的課題などの調査研究が行われているようでございます。これらの調査結果は、いずれネットワーク会議にて示されるものと思われまます。現状におきましては、これらの動向、各市・町の動向を注視しながら長与町も進んでいきたいというふうに考えております。

次に、2番目、1点目と2点目につきましてですけれども、公園施設別の事故発生の年月日、内容と原因、支払い保険金額について。スパイラルスライダーによる平成27年7月19日に発生した事故の原因ということでございます。関連してお答えをさせていただきます。スパイラルスライダーにつきましては、記録が残っているだけで過去12件の事故が発生しております。1件目は平成18年2月19日、2件目が平成18年3月31日、3件目は平成18年7月9日、4件目は平成18年8月16日、5件目と6件目は平成18年8月27日、7件目は平成19年7月19日、8件目は平成22年4月2日、9件目は平成25年10月13日、10件目は平成26年3月27日、11件目は平成26年4月19日、12件目は平成27年7月19日に発生をしております。お支払いをした保険金額につきましては、1件目から7件目までが関係書類の保存期間を超えておりますので金額等が残念ながらわかりません。8件目から12件目までの金額は、総額で453万610円となっております。

また、事故の発生内容と原因につきましては、ほとんどの事故が出口カーブ手前の直線部分からカーブ部分において発生をしております、怪我をされた箇所も足が多いことから、怪我をされた方は直線部分で滑るスピードが上がったけれども、直線部分の先がカーブをしております、先が見えないため足でスピードを緩めようと側面に足を押し当てたものと考えられます。しかしながら、座面の幅がおおよそ60センチメートルであり、利用者が子供の場合、体とスライダーの側面との間に多くの隙間が発生し、側面に足を押し当てた時に押し当てた足が支点となり、体が横方向に回転し、支点の足または反対側の足に過度の力が加わり、足を負傷したものと考えております。

続きまして、同じ公園内でございますけれども、草スキーにつきましては、3件の事故が発生をしております。1件目は平成6年10月9日、2件目が平成8年2月18日、3件目は平成8年4月13日に発生をしております、お支払いしました保険金額は3件総額でおよそ621万円でございます。また、事故の発生内容と原因につきましては、ソ

りに乗って滑走中にスピードが増しまして、コースアウトや転倒したことによるものであると思っております。

3点目の再発防止対策等、今日までの取り組みと今後の対応策についてのご質問でございます。ご指摘のとおり、再発防止対策に苦慮しているところでございます。草スキーにつきましては、事故後、滑走エリアの改良、監視員の配置、ヘルメットなどの着用等を行いまして、平成8年4月以降の事故は発生をしておりません。スパイラルスライダーにつきましては、2人同時滑走の禁止、小学生未満の滑走禁止、その後、小学校4年生以上で身長は135センチメートル以上の利用制限というものを設けております。また現在、事故原因となっております直線部分の傾斜角度の調整、出口前のカーブ部分の改良、座面の幅の改良の施工方法について調査とこれ以外に安全上の問題点がないかどうかの調査も行っております。

今後引き続き、スパイラルスライダーの改修方法についての検討と合わせて、中尾城公園敷地の経年劣化による安全対策につきましても、十分に検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

詳しく答弁をいただきまして、お礼を申し上げたいというふうに思うんですが、10数点にわたりまして再質問をさせていただきたいというふうに思います。1点目の大村湾浮橋構想についての件でございますが、私が平成26年3月に質問をいたしましたときに、答弁としてネットワーク会議のことを出してこられました。私がいかがなものかなというふうに趣旨からして思っていたのですが、今の報告からしますと浮橋構想の取り組みの話し合いもないと。今日までですね。なかったという答弁をいただいたんですけども、やっぱり違ったのかなという感じを今、持っておりますけれども、そこで若干のつけ加えて申し上げながら質問したいというふうに思うのですが、大村湾は、非常に波が静かで内湾でございますね。非常に開発には可能性があるということを経年前から県等も含めて話をされてきたような経過があるようでございますけれども、これはもう町の課題というよりは、県政の大きな課題であるというふうに私は認識をすべきではなかろうかというふうに感じておるわけでございます。

ここに大村湾に、この橋がいずれ、どちらの方向にいたしましても架かるということになりますと、利便性の向上はもとより経済的効果というのは非常に高まっていくと。また、空港に橋がかかると、空港から例えば、長与なり今西彼とか言っておりますけれども、琴海とかですね。いずれにしましても長崎市からいきますと、ずっと回っていくのに1時間ぐらいかかるわけです。数分で行けるわけですから非常に利便性が向上するということは言えるわけであるわけです。ところが先ほど言いますように、どうもこの大村湾を活かしたまちづくりネットワークの会議、これに5市5町だという

ことをございましたので、前回は県を当然、ここに呼び込んでお願いをしていくべきじゃないかと、県の大きな課題であるわけですね。湾岸市町だけの、沿岸市町だけの問題じゃないわけですので、そういうことで県と一体となってやるべきだという提案をしていたんですけども、県はまだ入ってないというようなことで、オブザーバーで出席をされたら、イベントでですね。そういう答弁がありましたけれども、ぜひ、協議会の中で協議をしながら、幸いオブザーバーで来たという実績があればいいわけでございますから、特に県にお願いしてでも入っていただくべきではないだろうかと思うんです。浮橋構想は、例えば別としても、協議会の趣旨からしまして、県は当然入っていくべきだろうと思いますけれども、再度、今後の動きを強力に進めていくべきだというふうに思いますけれども、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員おっしゃったようにネットワーク協議会の中では、特にこういった話はされてないわけでありまして、いろんなところの会議に私も参加させていただき中で、今、長崎市の琴海、あそこからはやはり大変空港まで遠いので何とかならないだろうかと、地元の県議会議員さんとかから声が上がっている部分もあります。ただ、大きく分けまして、大村湾の利用内容というのも、例えば海洋スポーツとか、レジャーとかいう面、それから今言った浮橋構想、あるいは水質の活性化等々、そういったいろんな多面から議論されているわけですが、環境整備の方が主な論点になっているようなことをございまして、そういったことの中で、県が入ってきてこの浮橋構想についてきちんとした形で対応していくということは、現在のところないわけでございます。以上であります。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

浮橋構想は、ちょっとこっちに置いてでも、ネットワーク会議そのものの趣旨を見ますとやっぱり県も一緒になってされた方がいいだろうというふうを感じるわけですね。そういう意味のお考えをお聞きしたんですけども、ちょっとこう離れた答弁をされましたけれども。今後、ネットワーク会議を進めていく上においてもやっぱり県と一体となって進めていくべきだろうということを再度申し上げて次に入っていきたいと思うわけです。

先ほどもちょっとありましたが、大村市を中心にして大村湾フローティングブリッジ勉強会というものが、これはこの前も26年にも申し上げました。早7年になるわけですね。この勉強会の中身は、よく私も調べてはいませんけれども、若干、電話で聞いたことは聞いたんですけども、これは長崎大学の名誉教授の、ご存知のように後藤先生の提案の大村湾浮橋構想をベースに研究しようということでの発足をされたということでは

ございます。浮橋構想というその本体は、聞きますと、アメリカのワシントン州のシアトルの近くにあると。シアトルなんか私は行ったことはありませんけども、地図を見ますとワシントン州だからワシントンにあるのかなと私思ったのですね。ところがインターネットで調べますと、そうじゃなくして西海岸なんですね。ロスのもっと上の方ですね。上の方にワシントン州という州があるんですね。だから首都のワシントンではないということだそうで、ああそうかというふうに私も思ったわけでございます。実は前回も後藤先生あたりを呼んで、町民も同じくお話を聞きまして、情報を共有できるようなそういう勉強会の開催を町長どうですかということで開催されたらいかがでしょうという提案をしておりましたら、そのときの町長は検討したいというふうに答弁をされました。よかったなというふうに思っていたんですが、なかなか開催がされないという現実ですね。そういうことをごさいますて、再度、検討をされたらいかがかなと、開催をされたらいかがかなと、ぜひお願いしたいなというふうに思うのですが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

私の方からお答えいたしたいと思ひます。確かにご指摘のとおりネットワーク会議では、これまで具体的なテーマとして、10回程度会議開催されてまいりましたけれども、議題となったことはございません。

ただし、先ほどからございます平成26年8月の大村湾サミットにおきまして、大村市長から米国シアトルの例なども引き合いに出されながらフローティングブリッジ整備の必要性、さらに大村市の検討状況などについての言及がっております。それでそういったこともありまして、大村市では平成21年に大村湾フローティングブリッジ勉強会、22年には大村湾フローティングブリッジ産学官研究会、そして、平成26年7月、現在も活動中ですが、大村湾フローティングブリッジ研究会が発足をしております。

もう1つ長崎市でも新たな動きがございまして、平成28年度、今年度におきまして、長崎総合科学大学との共同研究がなされております。これは経済波及効果、技術的課題、概算事業費等ですね。それと今月にはシアトルへの視察なども予定されてるといふふうに聞き及んでおります。いずれにいたしましても、この大村市・長崎市での検討状況に一定の方向性が見えた場合には、先ほどの協議会の中で議題として提案されるというふうに考えております。大村市の所管からもそういったニュアンスでのお答えをいただいておりますので、現状においてはその動向を注視したいと考えている次第でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

これ、単独に限らずそうした協議会等でも結構ですし、できるだけ住民の皆さん方が参加できるような方策、そこに視点を当てて、研究会なんか全体でやりますとなかなか住民の皆さん方が行ける機会が見えないということになりますので、できるだけ町民の皆さん方が参加できるようなそういう視点を当てて、研究をされて、ぜひ開催に向けてご努力方をお願い申し上げておきたいというふうに思うわけでございます。

それから、次に質問を考えていたのですが、今、長崎市の話若干、久保平部長から出ましたけれども、これは先ほどもちょっと若干触れましたけれども、市がこの予算を確保するというので、それはいつごろ、今回の私の質問によって調査をされて、そういう情報を得られたのかですね、いつごろそういう情報を得られていたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

具体的に長崎市が今年度において、予算を確保してそういった大学との共同研究をされているということにつきましては、先ほどの5市5町での会議の席上でも特に紹介がございませんでしたので、今回の議員のご質問を検討する段階で、長崎市などにも問い合わせをしたという次第でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

わかりました。これは先ほど質問の中でも触れましたように、27年にそういう市町の動向を新聞紙上発表されたことで、私は知りまして、これは良いことだなというふうに私は知ったわけでございます。実はちょっと調べてみましたら、まず1つは11月20日、昨年ですね、こういう発表をされましてね。そして予定どおり28年の一般会計当初予算に300万計上されたそうでございます。そして、前回の9月の議会で、補正予算で190万円補正をされたそうです。予算は、現在490万確保されているそうでございますけれども、この使途は何をするのかと調べてみますとアメリカワシントン州のシアトルにある浮橋、マーサーアイランド橋という、この調査費に充てるというふうにお聞きを、もうだいぶ前に私は情報を得たわけです。私もどこにどういうものなのかなんて思って、これ長崎新聞に載っていました。これが橋なんですね。どうも4車線、高速道路だそうです。これはワシントン州のワシントン湖というのが、地図を開けますと出てまいります。その真ん中か下の方に南部のほうにマーサー島というのがあるようです。こちらにシアトルがありまして、陸地部分なんですけれども。こちらにあるベルビューという町がある。ここと繋いでいるわけですね。このマーサー島が約1万か2万ぐらいの人口だそうですけれども、やっぱり不便ですよ。長与の二島も無人島に入りますけれども、ここに例えば人口がいたとしますと、それを陸で、橋で結ぶと。それが4車線

か6車線か、かなり大きい、こういうところで行ったり来たりはできるわけ。あとは浮いてるわけですね。そういう状況のようで、場所とどういうものかというのをちょっと調べてみたら、これは素晴らしいなというふうに高速道路、先ほど言いますように、一般の橋ではないわけですね。そういうことであるそうでございます。したがって、やっぱり長崎市は、やっぱりさすが先見性があるなというですね、今、先ほど部長から聞きますともう今月、来月、この490万を使って、誰が行くか知りませんが、そういう視察をするということはやっぱり先見性があるなというふうに思うわけでございます、やっぱり要は、どんどん進んでまいりますね。日1日、もう1年一昔ではなくて、1日昔ではないけれども、もう日1日とどんどん進んでおりますので、乗り遅れないように、町長ね、やっぱりアンテナをよく張って、情報を得ながら長与町はどうあるべきか、先ほど町長自ら琴海の方に云々と言われましたけども、それは大村空港から琴海の方に行くのは数年前の話なんです。これは前の琴海の助役の彼が今、市議員になっておりますが非常に熱心で、そういうところから琴海という話も出てまいります。この前の2月2日に私の仲間とか昔からの友人で知人であるわけですが、瀬川県議が一般質問もこの橋の問題でされております。この情報は後で、私持っておりますけれども、そういうこれも琴海の方という話があります。したがって乗り遅れないようにやっぱりアンテナをよく張って、そして勉強をするところは勉強していくべきだというふうに考えておりますが、町長、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、おっしゃられましたように、私も、今おっしゃった方々とは交流がありまして、お話を聞くところでございます。今、長与町としましては、とにかく環境整備ということで207号線、これをとにかく早くやっていただきたいということで、国の方にも再三、期成同盟を作って、上がっているわけでございます。この207号線というのは、大村湾を取り囲む大きな道路の整備でございまして、これができあがることによりまして、随分、長与町に対してメリットがあるのではないかなというふうにも思っております。今おっしゃられましたフローティングブリッジというのも大変素晴らしい構想だろうと思います。それにつきましても、今後とも、私は皆さん方の動向というのを注視しながらやっていくというのは変わりません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

今、町長申されますように十分アンテナを張って、この架橋の問題については、お父さん時代に、49年に長与町が打ち出したわけです。これは事実ですからね。空港の問題あるいは高速道路の問題、そういう問題があつて、若干待ってくれという話で、当時

の知事も話をされて、その後はやろうじゃないかなんてそういう話があったわけでございまして、ぜひ、他の情報に負けないように一つ、できれば中心的な存在になって、やっぱりよくよく情報を得ながら、また、連携するところは十二分に連携しながら1町1県ではできないわけでございますから、相当なプロジェクトになるわけですから、国・県等含めて、ぜひ連携を深めて盛り上げていただきたいということを申し上げて、第1点は終わりたいと思います。

それから、次に中尾城公園の件でございますけども、事故件数は12件であるという話を、これはほとんどがスライダーの事故だということでございます。これは、その都度この事故の内容なり把握なり、あるいはその事故の原因なりをずっと分析をされてきただろうというふうに思うんですね。ところが、やっぱりこの施設の欠陥によって事故を町民の皆さん方なり、利用者が受けたということになりますと、それは本人の不注意もあるかもしれません。しかし、その施設を使って事故が10何件あったということは事実であるわけですね。これは1つだけの事故でそれはもう本人の注意も足らなかったんじゃないかなんて、そういうことで考えずに、やっぱり公共施設を利用しての事故だと、これは重大なことなんですね。そういう考え方に立っていきますとやっぱりこの町の信頼というのは大きく失墜をしていく、失墜するばかりだろうというふうに思うわけなんですね。そういうことで、1年半たっておるわけで、そういう認識の問題について、町長いかがお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。事故の件数につきましては、スパイラルスライダーで12件発生をいたしております。1件1件の事故につきましては、その当時、事故の原因については把握をしているところでございます。それにつきまして、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、2人同時滑走の禁止であるとか、小学生未満の滑走禁止、それとあとは、年齢及び身長制限等々もその当時、制限をかけまして、事故のないようにということで取り組んでいたところでございますが、悲しくも事故が発生したということでございますので、その当時、当時につきましては、それなりの制限をしたということでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

これは、認識の問題でございますから、理事者の考え方を披瀝された方がいいだろうと思います。要するにこういう施設による、施設の欠陥と言えば欠陥、どこに欠陥があったのかよくわかりませんが、私も。そういう面からこの事故が起きたということ、町の信頼の失墜ですね、そういうことについて、町長の見解をお聞かせいただきたいと

思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、私、最初に答弁申し上げましたけども、そういった事故があったということは非常に残念なことではございます。おっしゃるとおりですね。それによってこういった事故が発生してるわけですので。ただ、2人同時滑走の禁止とか、諸々の制限をつけてその都度、その都度改良点を加えてきたんですよ。それと同時にまたもう1つ、スパイラルスライダーの改修するのはどうだろうかということで、そちらの方も随分、検討いたしました。ところが今までの段階におきましては、かなりの費用がかかるんですよ。それだけの費用をかけて、できるというようなことに対して、ちょっと問題もあったものですから、まだまだちょっといろんな形でこのスパイラルスライダーそのものの改修というのあわせて研究してみろということで、今、進めておるところでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

事故原因については、先ほど答弁がありましたけれども、とにもかくにも、もう1年半、住民から考えますと1年半も放置をしているという、そういう見方しか出てこないわけですね。私ども、何かそれでは改修か補修かされたのかと言いますと何も予算もあがって来ないし、何も手だてがないということにしか見えないわけなんですね。そうすると何をしているのかと。また、何をしたのかというような形にしか見えないわけなんですね。これはまずいだろうというふうに思って、やっぱり少し後ろを押すために今回の質問もさせていただいたわけですが、検討はそれなりにしてこられたらというふうに思うんですが、何ら改善の、現場の改善は何もないと。私も現場へ2回ぐらい見に行きましたけどね。確かにこう真っすぐ来てこう曲がって来るものだから、すつときてスピードが上がって、あっという間に止めようとしたらそういう状況になる。いうことでそれではどうするのと。何もないという1年半ですね。そういう感じもする訳です。したがって改修をしようというふうになるとそれなりに金額をつかんでおられるのではないかと考えておりますが、改修をしようと思えば大体どの程度かかるんでしょうか。改修の内容とお金、経費とですね。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えをいたします。改修の内容につきましては、先ほど議員のご指摘もあったとおり、直線部分の改良、それとカーブの改良、それと座面の改良ということで3点の改良

箇所があろうかというふうに考えているところでございます。今のところスパイラルスライダーの材質がステンレスでございまして、これを曲げるということがなかなか難しいところでございますので、今専門分野のところで調査等々を、どういうふうな曲げ方をすればいいかどういうふうな角度にすればいいか、その辺についても、今現在、検討をしておりますので、金額については、改良部分の金額については、現在把握をしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

確かに今おっしゃるようにステンですからもなかなかその曲げは、難しい面があろうと思うんです。これはもう技術的に十分調査をされて、そして事故のないように、この改修を、改修が終わったら二度と事故が起きないんだという担保がなければ改修をする甲斐がないわけですね。やっぱり、それはしかし、いつ事故があるかわからんのですよというぐらいの発想では、改修には取りかかる必要ないのではないかと。やっぱり改修に取りかかるということは、改修の結果によって事故は絶対起きないという、そういう担保が必要だろうと、そのぐらいのことを踏まえながら、改修は当然していくべきだというふうに考えておりますが、今から十分調査をし、方法を見出していかれるだろうというふうに思いますが、そうした事故が二度と起きないという担保ができなければ、いいますように意味はないわけですから、そういう考え方で取り組んでいくというお考えであるはずというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。スパイラルスライダーに限らず中尾城公園、あるいは他の公園施設等々については、二度と事故がないようにしていきたいというふうに考えてます。それとスパイラルスライダーに限りますと、今回の調査におきまして、その他の先ほど3点申し上げましたが、その他に安全上の問題がないか、こちらについても十分調査をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

今、申し上げましたように整理して考えますと、1つは今後その施設面からの事故は、やっぱり絶対起こしてはならないし、起きないんだというようなことが担保できるような方策をやっぱり講じるべきだというのが1つありますね。もう1つは、そのためにどのようなとるべき方策があるのかですね。もう1年半も経っておりますからね、十分、行程表あたりをつくって、そして、完成の見通しなりを立てて、そして行動を起こすと。

早く行動を起こすというのが必要だろうというふうに思うのです。

もう1つは、その行程表において着実に行動を起こして実行していくという、そして、ひいては町民の皆さん方が安心をしてその施設を利用できるということが、整理して考えますとそう思うわけです。そこで改修によって、そうしたものの担保ができなければ、私は撤去もあり得るだろうと、そういうふうにも思うんです。改修をいくらしてもどの程度、数千万かかるかもしれません。それだけのお金をかけて、事故が起きない担保ができなければ、やっぱり今の施設は欠陥であるわけですから、そうであればやっぱり何というかその撤去を、町長、視野に入れながら考えていく必要があるだろうと。方策がないわけですからね。そういうことも踏まえて十分検討をいただきたいと思うのですが、もう1回よろしくをお願いします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、おっしゃるとおりです。私もテンポをもってやりたいというふうに思っております。それで今、いろんな形で県外にもいろんな形の業者さんの方にお問い合わせするという形で進めさせております。ところが、数件あたっておりますけども、見積もりがやはりかなり高額なんです。しかしながら、あそこは長与町のシンボルでもありますし、何とか復旧できないかなということで、今ちょっと時間かかっているわけでありましてけれども、もう少しそのあたりは努力をしてみたいと思っております。

結果的にどうしようもない高額なお金ということと、そしてそれしかできないということであれば、今、議員が言われたことの撤去ということも視野に入れながら、判断しなくちゃいけないだろうとそう思うしております。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

最後に、この前ねりんピック長崎2016、10月の16から17日に本町ではターゲットバードゴルフが行われました。そのねりんピックのプログラムがありました。その中の40ページに長与町の紹介をされてあったんです。その紹介された中に何があったのかと思われませんか。この中尾城公園のスライダーの写真が掲載をされてありました。10月の16、17。したがって、参加者がよし行ってみようかなと、いいものがあるなと思って行ったらこれは休止ですよと、こういう状況になったろうというふうに思うんです。この先は申し上げませんが、いずれにいたしましても現在の状況を早く避けるべきだと、避けなきゃいけないということは、稼働をどうするのかということでもあります。1年半もなるわけですから判断ばかりしては、どうにもならないということです。先ほど言いますように、実行しなくてはいけないわけですね。したがって早急に対策を講じて、町民の皆さん方が先ほども言いますように、公園を安心して利用

できるように最善の努力をして、町の信頼を取り戻していただきたいということを私からもお願いし、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時39分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順3、金子恵議員の①長与町の教育行政についての質問を許します。7番、金子恵議員。

○7番（金子恵議員）

こんにちは。昼から1番ということで、今日もまた緊張しておりますけれども頑張っ
てまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

長与町の教育行政について、（1）教育委員会制度について。教育委員会制度は、戦後、GHQの指導の下、教育行政の自主性、独立性などを確保するために作られた制度であります。その後、昭和31年に従来の教育委員会法が廃止され、現在の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」のもとで整備が進められてきました。そして、平成27年4月の改正法は59年ぶりの改正となります。これは、「責任の明確化」「政治的中立性・安定性・継続性」が必要であることから、首長と教育委員会が一体的な協議・調整をすることにより、教育政策の方向性を共有し執行にあたることとされました。また、平成23年の大津市で起きた、いじめによる自殺事件の際、学校・教育委員会が十分な対応ができず、1人の生徒の命を救えなかったことの反省でもとされています。本町においても、昨年4月から新制度に切り替わりましたが、昨今、様々な課題が山積していると言われる中、教育の現状がどのようになっているのか、以下の点をとおして質問いたします。

ア、総合教育会議は昨年1回開催されているが、今後のスケジュールはどうなっているのか。イ、教育大綱が策定されているが、首長としての考えは網羅されているのか。ウ、改正から1年半を過ぎているが、教育現場への影響はあるのか。以上伺います。

（2）教員の負担軽減と中学校部活について。部活動が教員の多忙化に拍車をかけていると言われていています。ある調査では、教師の多くが授業や学級づくりに時間が取れないと感じており、教師歴に関係なく、教師全体に多忙感があるという結果が出ているようです。このような中、中学校ではこれに部活動が加わります。1時間の授業の準備時間は3時間とも聞いていますが、これが十分に取れないということは、生徒の学力にも関わってくるのではないかと考えます。これを少しでも解消するため、熊本県では社会体育への移行、連携という形で軽減を図っているようです。本町の現状、今後の教員の負担軽減の観点からの考え方を伺います。ア、教員の労働状況などアンケート調査を行ったことはあるのか。イ、部活動顧問教員の現状はどうか。ウ、小学校は社会体育に移行しているが、中学校では問題点があるのか。

以上、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、早速ですけれども、金子議員のご質問にお答えをいたします。

1番目1点目ウ以降のご質問につきましては所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは、アとイのご質問についてお答えをいたします。

まず、ア、総合教育会議の今後のスケジュールについてのご質問でございます。総合教育会議の場を活用することで、教育委員会とより密接な連携が図られ、本町における教育行政がより一層充実したものになるものと考えております。今年度も会議を招集し、開催する予定でございます。今後、早い段階で総合教育会議が開催できますよう、日程等を調整してまいりたいと考えております。

次に、イの教育大綱に首長の考えは網羅されているのかというご質問でございます。教育大綱は町の基本計画の政策目標に基づき、大綱の基本目標や施策を位置づけておるところであります。このことから、教育大綱は首長としての考えを反映したのものとして作成をされております。また、教育委員会として、「長与町教育振興基本計画」が策定をされ、教育大綱や町の総合計画と軌を一にした具体的な取り組みを行っているところでございます。今後とも、教育委員会と連携をいたしまして、より一層、効果的な教育行政を推進してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、1番目1点目ウのご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、平成27年4月1日から新教育委員会制度への移行が可能ないように条例等の整備がなされたところです。しかしながら、前教育長の在任期間中については、改正前の条例等の規定が適用されているため、実際には新教育委員会制度として形が整ったのは本年10月1日ということになります。ですので、実質的には2カ月ということですが、その間、平成27年度に新教育委員会制度については、校長会等で説明しスムーズに移行できるようにしてまいりました。そのような経過措置の期間を含めて、現在に至っておるということです。

2点目のアの質問にお答えいたします。教職員の勤務時間等の労働状況については、アンケート調査をはじめ、出退勤の記録、施錠時刻の確認等によりその把握に努め、指導を行っているところです。お尋ねのアンケートですが、1つ目としまして、教職員の勤務時間の実態調査を文科省が行っております。2つ目、メンタル面の健康を確認するために、本年度からメンタルヘルスチェックを全職員に対して実施しております。3つ目です。学校によっては、働きやすい職場づくり、職場環境改善に向けアンケート調査

を実施しております。今後とも、教職員の労働状況の把握に努め、超過勤務縮減、職員の心身の健康保持、働きやすい職場づくりに取り組んでいきたいと考えております。

2点目イのご質問にお答えいたします。中学校の部活動は、学校教育の一環として、体力の向上や健康の増進、文化的活動の促進のほか、生徒の自主性や協調性など、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たしています。本町でも、町内の中学校では運動部14、もしくは15部、文化部2部、合計16、もしくは17部あります。町内の中学校の管理職を除いて全職員が部活動の顧問として、指導、監督、引率など部活動に携わっております。お尋ねの部活動顧問の現況ですが、議員指摘のとおり、毎日の練習のほか、試合、大会参加等々により、勤務時間が長時間化し、負担感や多忙感を感じている職員もおります。現在、部活動の終了時間の厳守、週に1度のノー部活動デーやノー残業デーの設定を働きかけるなど指導しておりますが、引き続き勤務時間の縮減に取り組んでまいりたいと思っております。

2点目ウの質問にお答えいたします。中学校における部活動は、学習指導要領に「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感涵養等に資する」とあり、学校の教育活動の一つとして実施されております。一方、小学校は学習指導要領にそうした規定が無く、学校の教育活動外の活動として実施されており、議員指摘のとおり、社会体育への移行が進んでいるものと考えます。しかし、中学校教職員の勤務時間縮減、そして負担を軽減する上で外部指導者等をこれまで以上に活用していくことは、重要なことであり、校長会とも協議しながら外部指導者の活用を一層進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

それでは、順を追って再質問をさせていただきたいと思っております。まず教育委員会制度についてということで、確かに教育長の在任期間中は新制度に移行はしなくても良い措置が入っていたかと思っておりますので、本町も10月1日からの新教育委員会制度への変更ということで、ある程度理解はしているんですけども。この新制度なんですけれども、教育委員長をなくし、そして委員長と教育長を統合した新しい教育長が生まれたというところで、これに対するその教育行政上、メリット、デメリットと申しますか、その一本化したことによって、何か利点、問題点っていうのがあるのかというところをまずお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

お尋ねの新しく移行しまして、どういうメリット、デメリットがあったかということなんですけども、正直申し上げましてまだ2カ月で、そういうものは、はっきりしたも

のは出てまいっておりません。ただ、毎月行っております教育委員会等の進行というのが、今までは教育委員長が進行されてたんですけども、今回からは事務的な報告は私どもの方で報告させていただいて、議運等に関しましては教育長が進行役となりまして今、お話をさせてるんですけども、今の時点ではスムーズに教育委員会は進行してるところでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

教育委員会の定例会はそういうことということで。では、この総合教育会議ですけれども、こちらの方は町長と教育委員会で構成をして、町長が主催するこの会議を新しく設置することになるということで、昨年6月25日に一度開催をされておられますが、どのようなことを協議されて、どのようなその成果があったのか、そして、これからどうという期待が持てる会議になるのか、この点はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

前教育長の時から町長部局との話というのはしておりまして、新たにこういった体制にしていくという国の方針が出たわけでございますけども、特に教育委員会の部局と、私どもの町長部局というのができたから何が変わるかっていうところのことはないんですよ。今までやってきた中で、特に私は「教育のまち ながよ」というのを、ブランド力を持っていくというようなことしておりまして、それは全く同じく教育委員会の方もそういった形で「教育のまち、ながよ」ということでやってきております。そういった意味で、今までどおりさせていただいております。ただ、10月にスタートしたということで、今度の改正につきましては教育行政の責任の明確化、それから総合教育会議の設置、大綱の策定、そして国の地方公共団体への関与の見直し等々でございます。で、まだこれは始まったばかりですので、今からどういったことになるかっていうのがありますけども、大筋のところは、先ほどから教育長も言ってますけれども、目指すところは、同じだというふうに思っております。したがって、これからの進め方としましては、決められた中できちんとした形で計画を立てて、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

この会議の中で教育大綱ですとか、いろいろそういうものがあるということで、この教育大綱に関しましてはちょっと後からお聞きをしますけれども、この会議というのはやはり、町長の側が指揮監督権を持ってリードをするとか、町長の附属機関であるとか

そういうものではなくて、あくまでもその対等・平等なその2つの機関の協議体ということだというふうに思うんですけども、確かに非常に大切な会議になろうかと思えます。そこで総合教育会議で取り扱う事項、今おっしゃられましたけれども、全国的に見ますと、いじめの対策に関することですか、教育施設の今後の管理ですかそういうことも入っているという自治体もあるんですけども、本町においては、この教育会議で今後、こういうことが話し合いの議題にのぼるだろうということが今、想定ができれば、お教えいただきたいと思えますけど。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

これから先のことをちょっと言われて、まだ2カ月なんですけど、やはり、いじめの問題あたりは世間的にも騒がれてますので、その対応の仕方とか、そこあたりの共通認識あたりは町長部局とすり合わせをしますとか、それとか、やはりこれからの時代はちょうど英語が新しい学習指導要領あたりでは、また重視されますので、そのことあたりとか、それと来年度から道德の小学校の教科化の関係で教科書の選択とか出てきますので、その辺の事とか、そういうふうなことが今から話し合う議題になってくるかと予想されま

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

これからはそのICTに、そういうふうなものですとか、先ほど教育長がおっしゃられた道德の教育。こういうことに関しては国の方も力を入れていくような感じでのことが結構ネットとかにも書かれてあったりするので、そういうことが中心になっていこうかというふうに思います。今回のこの教育委員会制度の改正にあたり、もう1点、議会も同じなんですけれども、教育委員会の見える化を図っていくところが1つ盛り込まれているのではないかとこのように思います。他自治体の教育会議の会議録というのを見ておきますと、個名がちゃんと入ってるんですね。例えば、勝本教育長がこういうふうに述べられました、吉田町長がこういうふうに言いましたというふうな感じで個名で、きちんとその会議録がホームページにアップをされていると。この点でやはり、公表に努めなければならないというふうになっておりますので、今後、会議録のホームページ掲載の点で、誰がどのように質疑をしているのか、この点において考慮すべきというふうに思うんですけども、今後の対応としてはそういうふうなところは考えてい

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

その総合教育会議の会議録ですね。私もちょっと確認したんですけど、構成員、構成員ということで、実際に名前が入ってなかったと。初めての、その総合会議を開くにあたって、いろいろ参考にした市町がございます。多分そういったところが、そういった形でやっていたんじゃないかと思うんですけど、実際には、秘密にすることはもう会議録には載せませんが、実際にはだれだれ委員、だれだれ委員ということで、次からは作っていかうと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

第1回目の会議しか行ってないですから、これから、そういう点でもちょっと改善をしていただければというふうに思います。もう1点、この教育会議、メンバーがどういふ方で構成をされるのかというのは、町長部局、総務課とそして教育委員会、教育委員の皆様で構成をされるのかなというふうに思うんですけども。町長のやっぱり思いとか考えですとか、そういうものが反映されるものになってきますので、となると各所管に関係することも出てこようかと思うんですが、このメンバーの中に総務課だけではなく各部署との連携を深めるということで、メンバーに加えていくっていうふうなことは法で規制はされているんですか。もしされてなかったら、そういうふうにした方が会議もスムーズにいくのではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

ご指摘とおりですね、構成委員は町長、教育長、教育委員、6名という形になるんですけども、その都度やはり子供に関する会議でございますので、こども政策関係課の職員を招集して、内容をお聞きしたりとか、そういうものを全庁的に、委員じゃないですけども招集してそういう意見を聞いて、会議をするというふうになっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

是非、そのような会議にさせていただきたいというふうに思います。

では、次に教育大綱について質問させていただきたいと思います。この教育大綱の大元となる策定義務者というのが町長になるわけなんですけれども、1番懸念されるところが町長の独断専行をさせないということ、その中立公正のもと、適切な教育行政を行っていくっていうそういうところの課題が懸念されておりますけれども、具体的には無いかもしれないですけど、無いとは思うんですけども、具体的には、もし万が一の場合どのような歯止めをかけていくのか、どういうふうにするのか、その点はいかがで

しょう。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

この教育大綱も前教育長が随分いろんな形で考えていただいたわけですが、我々もずっとこれ、考えてやっているわけですが今までどおり信頼関係っていうのがあります。やはり教育っていうのもいろんな形で縛るといってなくて、やはりそこに信頼関係とか人間関係で動いていくのが強いわけですので、取り立ててそういったことはなくて、やっぱりその会議の中でいろんな人の意見を聞きながら、まとまっていかないとそれはできないですね。だから、今まで通り何かがあって、歯止めをして何かを決めてその中でやるということではなく、やはりその話の中でその都度、その都度教育方針というものについて、町長部局と教育委員会部局で話をしながら、一定の方向性をつけていくという面でいえば、今までとそう変わったものではないかと、私は思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

この教育大綱ですけれども、新教育委員会制度に変わった後に、教育大綱ということできちんと作られている自治体が多いかと思うんですが、長与町の場合は27年6月に教育大綱策定をしておられます。この時は前の教育委員長が、そのあたりで策定をされたんだというふうに思いますけれども、今現在あるこの教育大綱の大元になっているものっていうのは、何になるんですか。その教育振興計画なのか、第8次総合計画なのか。そのあたりはどこが基になっているのかお聞きします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

教育大綱でございますけど、昨年策定しております。この時には第8次の総合計画を基に作成をいたしております。先ほども答弁の中でありましたように政策目標、それに基づいて作っております。今年に入りまして、9次計画が始まりましたけど、中身を確認しましたところ、教育大綱で謳っているものと9次の中で謳っているものと、差はございません。そのまま通用するものだと思っております。教育大綱自体、基本計画と同じで大体5年スパンぐらいかなと思っておりますので、十分やっていけるんじゃないかと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

この教育大綱というのは町長の方に策定義務というか、策定の権限というのがあるわけですけども、そこには教育委員会との協議調整を行った上で策定をということになっております。今回、新しく教育長が代わられて、この教育大綱も文言的には、表向きは一緒かもしれませんが、でも細部に渡っては新しい教育長の意向とかそういうものも、やはりこう聞いて調節をしていかなければいけないところもあろうかと思っておりますけれども、これは今年度早急に、その総合教育会議できちんと執り行う予定でしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員がおっしゃるようにこの教育大綱というのは町の総合計画と軌を一にしているというふうに申し上げましたけども、そういった中から生まれてきておるわけです。現教育長も、前回の教育委員会の中に入っていたいただいておまして、当然この中で協議をしていただいております。しかしながら、教育長は新しく代わられまして、新しい方針もあろうかと思っておりますのでね。その中で、いろんなやり方として、いろんな形の、その教育長の個性というのもまた出てくるんじゃないだろうかと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

分かりました。先ほど、1番の（イ）首長としての考えを網羅されているのかというところで、反映させていると考えている。で、その大綱に関しては教育振興計画ですとか総合計画を考えて策定というふうにお答えになられたかというふうに思うんですが、今お答えいただいたのは総合計画とかを考えて、それを基にとおっしゃられたので、安心したんですけども。今後、教育委員会にあまり口を出さないということであれば、振興計画を大綱に変えるということも、考えられるのかなというふうに思うんですよ。でも、町長としてそのしっかりした教育に対するその考え方、ビジョンというのがあって策定するとなれば、これまた大変になろうかと思うんですね。長崎県の教育大綱というのをちょっと見ましたけれども、これは16ページにわたってるんですね。本町は表紙を除いたら、多分2枚か3枚かの簡単なものであろうかと思っております。県の方の内容っていうのは、現状、そして課題、そして取り組み方針というのが明確に記載をされております。ですから今回、改めてその大綱を考え直すという時期であるのであれば、やはりもう少しその具体的な肉づけが必要になってくるのではないかというふうに考えるんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今のご指摘の分ですけども、あくまで大綱というのは第9次、これも網羅した形で作

らせていただいておりますので、この分に関しての大綱。この大綱に関してこのまた細部を記載してもらおうのが振興計画ですね。そのあとに、毎年要覧という形を作らせていただいて、その都度、その都度その年に行うべきもの等を謳わせていただいておりますので、まずはこの大きなものとしましては、これ以上、細部に謳うことはなく、小さな部分に関してはこの要覧的なもので、活動的な目標等を細部には記載していききたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

それでは、県は教育大綱の中にそれを全て盛り込んではいけるけれども、本町の場合は教育大綱プラス要覧をセットで1つと考えてくださいということに理解してよろしいでしょうか。いいですか。はい。

では次、教員の負担軽減と部活ということで、そちらの方の質問をさせていただきたいと思います。通告の方で部活動の状況とかそういうものをお聞きしたわけですが、確かに中学校は教育の一貫、延長として考えられておりますので、社会体育への移行というのは問題があるというか、厳しいだろうっていうか、できない。できないというところが正確なのかなと思うんですが、まず、このでも部活動によって超過勤務にならざるを得ない、これが一因になっているのではないかという見方がやっぱり全国的にあって。あるサイトでは、署名を行うサイトがありますよね。その中で教員という仕事自体がブラック化しているのではないかという懸念もされていて、本町にこういう問題が当てはまるのかどうかは分からないんですけども、今後、文教のまち、その中にはスポーツに対する保護者の方たちの熱意というのも加わってくるでしょうから、そう簡単には先生たちも休めないという状況にもなってくると考えられるので、そういう意味でこの問題を提起をさせていただいたんですが、平成27年度の県の教育委員会の定例会の分科会において、長与町より中学校の部活のあり方ということで問題提起をされておられます。それは競技力向上という名のもとに、運動部活が過熱状態であり、部活等の正常化が喫緊の課題であるということで、この分科会に臨んでおられますけれども、どのような状況を懸念されて提起がなされたのか。教育委員会の方で何かお話を聞いておられるのであればお知らせを願いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今の、県の教育委員会の方でのお話というのは、前教育長が話をされてるんですけども。やはり、あまりにも、当時は国体を間近にしていって何でも頑張れ、頑張れ、試合、試合という形で、かなり子供たちにも先生たちにも負担がかかっていた。ただ、どうしても県のその当時の目標っていうのが、国体を目指していた時期でございましたので、

なかなか発言ができないような状態だったんですけども、少し国体も落ちついたっていう視点で、前教育長がお話をして、あまりにも加熱し過ぎている、だから少しちょっと歯止めをしなくちゃいけないんじゃないだろうかということで、その時にご提案をさせていただいてるということはお聞きしております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

そういう町の状況を懸念されての問題提起だったというふうに思います。それが現在ではもう解決されたと、良いのかとなると、またそれも問題があるっていうか、いろいろ大変な部分があるかと思うんですが。定例会においてその部活のあり方ということで、提起をされておりますけど、これ結局、国体のこともあったかもしれないんですけども、やはりあの、小学校から中学校に例えば上がった時に、各学校に規則がありますよね、部活動の。その中で例えば小学校の時は3時間でも4時間でも、極端に言えば、社会体育に移行してますから、できたとします。でも中学校になったら、何時から何時までというふうに時間が限られてるわけですよ。そこで、やっぱり教育熱心、スポーツに対しての熱が高い保護者からは、これじゃ練習時間が足りないんじゃないかとか、そういうふうに追い込まれるケースもあるでしょうし、また生徒のことを考えると土日に部活ということになるとやっぱり学習時間が少なくなる、そういうふうなところで問題が出てくるのではないかというふうに思うんですね。こういうことはやっぱり、そのまましていくというのはやはりどこかにひずみが出てくるというふうに思います。これに対しての対策というのはどのようにとられているのか、この点はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

おっしゃるとおりですね、前の先生はよく指導してくれた。隣の中学校は、どこどこで試合もやってるとか、そういう保護者の方のご意見とか、そういうものがあって、先生たちも休みたくても休めないっていう形が、かなりあっているようにお聞きしております。どうしてもやはり自分たちの子供さんたちが良い選手に、頑張ってもらいたいというのを、親御さんの気持ちとしては分かるんですけども、私どもといたしましてもそのノー残業デーを設けたりという形でさせていただいております。ただそれではなかなか、保護者の方のご希望に沿えなかったりするものですから、超過勤務になったりしてるんですけども、今後のやり方としましては、議員ご指摘のように、社会体育関係をうまく利用するという言い方、ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、体育協会、長与スポーツクラブさんあたりから指導者の方をお招きして、できるだけ先生たちの軽減を図っていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

今、帯田次長の方からその体育協会とスポーツクラブのことがちょっと出ましたので、私もそれが1番こう、手っ取り早いというか、1番、連携をしていただけるのであれば、それが負担軽減につながる1番近い道じゃないかなというふうに感じているところです。元に戻りますけれども、この教員の労働安全衛生法っていうのがあるかと思うんですが、これは、きちんと適用されているのか。また現場の方、各学校、こちらの方は徹底をされているのか、この点はいかがでしょうか。教育長。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

先ほど教育長の答弁にもありましたように、メンタルヘルスチェックっていうのが50人以上の事業所ということで、実施ということが法で決められておりますが、長与町の教職員に関しては、学校規模に関わらず、50人を超えていなくても全ての教職員に対してそれを行うようにしております。また、併せて、衛生管理者であるとか、校内における衛生委員会、衛生推進者の指定など労働衛生に関わる部分については年度当初より学校でそれを選任し、月1回のペースで、その安全衛生委員会を開くというような取り組みを行っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

では、ちょっと具体的にお聞きしますが、月100時間以上超過勤務した人っていうのは実際に本町にはおられるんでしょうか。なぜ100時間かというと、100時間超えというのが、やはりこう心身的にも、本当は80時間なんですけど。100時間までは大体許せるだろうという考え方の方もおられるので、とりあえず100時間を基準として、それ以上超過勤務をされてる方がいるのか。お願いします。

○議長（内村博法議員）

近藤教育会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

平成28年度、今年度実績はまだ集計できていないのでお答えできないのですが、平成27年度には100時間を超えた職員がおりました。因みに教頭職でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

今年度はまだ集計ができてなくて把握をされていないというところで、おっしゃられましたけれど、情報としては入っているのかなというふうに思ってるんですね。実際に

この100時間以上超過勤務をされてる方がおられるだろうっていうか、いるという話なんですけれども、こういう方々に、きっと産業医という方がきっておられるのかなと思うんですよね。それとか、メンタルヘルスに関しての専門の方ですとか、別個にいたりとか、今、各学校にそういう方がおられるということだったので、実際に相談には乗ってらっしゃると思うんですけれども、教育委員会として、その調査を行っているということではありましたけれども、実際に超過勤務にならざるを得ない、この環境の整備っていうことに関しては、クラブだけではないと思うんですよね。小学校とかはやっぱり部活があって、超過をしてるということでの超過ではないと思うので、そういうところの、何故その超過勤務になるかというところの実態の把握というのは、どういうふうにされていますか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

まずもって時間の把握っていうところでですけども、今こうちょっと手元にあるのがそれぞれの学校の開錠、要するに警備を外す、それから警備を入れるというのが実働として学校が開いていて誰かがいる時間ということで、それをすべての月、時間帯を調査して、それが超過、オーバーワークにならないようなことをして、毎月教頭会をしています、その折に、ここの学校はこの月多いけれども何か特段の対応をしなければいけない事案があったのかと。ただ遅くまで残ることが常態化してしまっていて、漫然と遅くなっていないとか、そういうチェックを必ず入れるようにして、4月と比べて相当にそういう時間が減っている学校もちらほら出てきたということで、なかなか劇的な変化までは至っておりませんが、そういう対応をしているというような状況です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

確かに私が今聞いたのは、学校にいる時だけの超過勤務ということでお聞きをしたわけですけども、これが、超過勤務にならないように、ノー残業デーですとかノー部活デーを作って、皆さん早く家に帰って家庭の日としてくださいねっていう意向、気持ちもあって作られているのかもしれないですけども、やっぱりあの、先生たちというのは準備の時間とかもあります、授業準備の時間とかありますので、そういうふうに一旦決めても、多分持ち帰ると思うんですよね、仕事。で、仕事を持ち帰っても結局、仕事の延長で、それか超過勤務に、実際のその場に入らないから入ってはいなくても身体的には仕事なわけですよ。そこら辺のフォローというのはどういうふうにされるのか、そこはもう個人だから仕方がない、仕事だから仕方がないというところで判断をされているのか、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

学校の教職員の間では、いわゆるふろしき残業という形での持ち帰りの仕事っていうのは当初から想定されていて、教職調整額として4%の支給ということで、そこを相殺することとなっちはありますが、それ以上の用務とかってというようなことを抱え込んでいる可能性が必ずしも否定はできないのだろうと。そのことにつきましては、やっぱり様々な業務の精選とか効率化についても、学校に対して指導してまいりたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

教職員というのはやはり労働基準法による36条、俗に言う36協定ということにそもそも必要ないというふうに言われているんですけども、その部活動は、教員の自発的行為というふうに位置づけられているというか、教育の延長、一環ということで今はそういうふうに考えられて扱われているというのが現状ですよ。100時間を超えたぐらいで過労死するのは情けないというふうに、電通の女性社員が亡くなった時にそういうコメント出された大学教授もおられました。しかし実情を考えると、先生方というのはすれすれのところで仕事をされている方も多いのではないかとこのように考えます。中には顧問をしていない教員もいるのではないかと思ったんですが、先ほどの教育長の答弁では、皆さん、何らかの形でクラブの顧問をされているということなので、それなりに全員が大変な対象になるのかなというふうに、今聞いて思ったところです。この超過勤務にならないように、それ以上に負担軽減策を打ち出すということで重要になってくる部分で、先ほど次長がおっしゃられましたように、その部活に関しては、町の体育協会、そして総合型地域スポーツクラブなどに協力してもらうというか、連携してある程度の軽減を図っていくというところが必要になってこようかと思います。町長が掲げた、これからも町長のビジョンを盛り込むであろう教育大綱というのを実現するためには地域の力というのにも必要でしょうけれども、いろんな方々の努力の上に実現されていくものというふうに思うんですね。その大元となるのがやっぱり教師、教職員だと思うんです。ということは、やはりここは町の政策に関わってくることだというふうに思うんですけども、これに関して、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

学校の先生方は大変一生懸命やっていたらと思うんですよ。特に今、文武両道ということでやっていたらと思います。その中で、学校側としてもできることは、先ほども出てますけども、ノー部活動デー、ノー残業デーとそういった形であるも

の。そしてまた、ケアするものとしてはメンタルのヘルスケア、ヘルスチェックと、こういったものだろうと思うんですよ。その他に考えられるというのは、今縷々出ておりますけども、いわゆる外部の方々の力をお借りしてやっていくということだろうと思うんですね。そこはもうきちっと私達もそうですけども、やっぱり外部からもチェックをしながら、そういった病気になるようなことがないように、やっぱりチェックしながらやっていかなくちやいけないだろうというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

文部省の報告では、休養のない部活動が長時間の残業をもたらし、生徒の健康に悪影響を与えるというふうに指摘をしました。そのために週1回以上の休養日をとることや、先生以外に部活動の指導員を置くことを導入するというふうになっているようです。主に、教師が行っている給食費の徴収というのも負担軽減を図るために、自治体の業務に移すというふうにしていて、部活動と給食費のガイドライン、これを来年度以降に作る予定というふうに書いてありました。文科省の方にですね。本町にはこのような実態は、改善されているようですし、なかなか100時間を超えて頑張られる方にはそれなりの周りからのサポートがあって、大変ながらも、一生懸命されてる先生たちの力になっていられるその仕組みづくりというのは、しっかりとでき上がっているというふうに思いますけれども、今後、先ほども申しましたその教員負担軽減策としての外部指導員、こういうものもお願いして、充実を図っていただけたらというふうに思います。そして先生というのは生徒の健康管理ですとか生徒指導などの他に、答弁の中にもあったと思うんですけれども、大会参加ですとか、それに対するお世話に費やすその時間ですとか、こういうふうなものもあって、その部活、顧問として出るってことだけが仕事ではないというところで、かなりこういうふうの一つ一つ考えても、大変な仕事、職業であろうというふうに思います。ですから、こういうふうなところを、もちろん教育委員会の方は理解をされていると思いますけれども、これが町長部局と教育委員会が一緒になった教育委員会制度というふうになりましたので、町全体でならないようにするための努力というのを念頭にこれからも学校教育及び生涯教育の推進に心がけていただきたいというふうに思います。以上、終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時5分まで休憩いたします。

（休憩 13時49分～14時05分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順4、竹中悟議員の①町長の決断力と環境アセスについての質問を許します。16番竹中悟議員。

○16番（竹中悟議員）

皆さんこんにちは。それでは早速、質問に入らせていただきたいと思います。町長は、住民の安心安全また財産を守る義務があります。今回、町長の危機管理及び環境アセスの基本的な考えを質問をいたします。

このところ前東京都知事の不適切な公費私的流用問題に端を発し、知事を退任されました。また、築地市場からの移転先、豊洲公害問題、オリンピック誘致問題と話題が目白押しであります。各議会でも、議員の政務調査費の改ざん、出張費の目的外使用と、住民は血税からの報酬及び費用について監視の強化を望んでいます。長与町議会においては、政務調査費の存在はありませんが、議会費の中にアカデミー研修がこの数年行われています。この研修につきましては、各議員の希望により研修が行われています。旅費につきましては、旅費規程に基づいて支給されていますが、議員各自の判断で航空券などは購入をされています。

また、昨年は、長与・時津環境施設組合が設置したごみ焼却施設においても、竣工もなく公害目標値における改ざん事件があり、全国の注目を浴びたところでもあります。また、その後もいろんな公共団体からの質問などがあってと聞いています。その後、おわびと改善策は示されましたが、経過については未だ報告がありません。監視業者は、ごみ焼却施設のプラントとコンサルの共同体であります。果たして適切な監視ができているのか心配であります。去る11月の21、22日に環境施設組合の議会が開会されましたときも、我が町の議員の一般質問により経過報告が促され、渋々報告の場所として全員協議会が開催され報告に至りましたが、内容につきましては、重要報告にもかかわりもせず、管理者の出席もなく、また副管理者の出席もなく、管理者の無責任さにあきれ果てた次第であります。報告にも肝心の改ざんにおける報告もほとんどなく、環境法5条に基づいた精密検査においても、長与・時津環境サービスが推薦をいたしました業者が検査にあたり一貫してプラントとコンサル主導型の推進でありました。管理者の危機管理能力が計り知れないと痛感をいたしました。本来であれば、有識者を含めた第3委員会の設置が必要と考え提言をいたしました。町長の住民に対する危機感念と義務感に大変心配をいたします。環境問題は、ごみ焼却施設にのみならず長与町高田地区にも既に発生をいたしてあります。今回、長与町における環境アセスメントの状況を含め質問をいたします。

1番目に住民の安心安全と財産を守る義務に対する基本的な考え方をお尋ねいたします。

2つ目に町長の危機管理並びに環境アセスについての基本的な考えをお尋ねいたします。

3つ目に前都知事の不幸事が報道されましたが、我が町は適切な秩序が守られているのかお尋ねをいたします。

4つ目、高田中学校は旧コンポスト跡地に建設をされていますが、当時、年次的な監視管理が義務づけられていると聞いていますが、履行されているのか。また、現状のA

セスに問題はないのかお尋ねをいたします。

5つ目、今回、高田中学校に隣接する土地に組合施行による土地開発が予定されておりますが、この土地につきましても旧コンポスト跡地であります。環境アセスは、万全なのかお尋ねをいたします。

6つ目、土地開発による隣接地への影響はないのか。また、有害物質の除去はどのように考えているのかお尋ねします。

以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、竹中議員のご質問にお答えします。

1番目1点目の住民の安心安全と財産を守る義務に対する基本的な考え方ということのご質問でございます。本町では、平成19年に個人の生命、身体または財産に危害を及ぼす犯罪のない地域社会の実現を図ることを目的といたしまして、長与町犯罪のない安全安心のまちづくり推進条例、これを制定いたしました。今日まで犯罪を未然に防ぐまちづくりに取り組んでまいっているところでございます。しかし、全国的に振り込め詐欺などの犯罪が後を絶たない状況の中で、本町におきましても窃盗など年間79件の犯罪が認知されているようでございます。そのような中、本年9月1日に長与町高齢社会総合対策ネットワークに関する協定を時津警察署長と締結をいたしまして、相互連携による協力強化の推進を図っております。今後も警察や防犯協会をはじめ、自治会や地区コミュニティなどの関係機関、団体と連携をいたしまして、町民意識の高揚のための啓発活動、情報提供、知識の普及により町民の安全と安心を確保するための必要な施策を実施をしております。

次に、2点目の町長の危機管理並びに環境アセスについての基本的な考え方のご質問でございます。まず危機管理につきましては、自然災害の場合は長与町地域防災計画に基づき、災害発生のおそれのある各種の気象警報等の発表により災害発生が予測されるときは副町長を本部長として災害警戒本部が設置されます。また、災害が発生し、もしくは災害発生が予測され、その規模及び範囲からして応急対策が必要な場合は町長を本部長として町職員及び町消防団員で構成し、長与町災害対策本部が設置をされます。災害対策本部設置の伝達方法といたしましては、気象情報等によって災害が発生し、または発生する恐れがあると判断されたときは、町長に報告しその指示を受けるとともに、副町長または総務部長と協議をいたしまして、設置区分を決定し対策本部の各部長に通報をいたします。また、武力攻撃事態等に至った場合、町民の生命及び財産を保護するという行政としての責務にかんがみ、長与町国民保護計画に基づき、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供については、自然災害時において確保している通信手段を活用し、対応を図っております。

次に、環境アセスメントと言われます環境影響評価につきましては、開発事業の内容を決めるに当たりまして、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者みずからが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げていこうという制度と認識をいたしております。町の基本的な考えといたしましては、環境影響評価法及び長崎県環境影響評価条例に基づき環境アセスを実施すべきと考えております。事業実施者は事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境影響を防止することも重要な責務となっております。そのため環境への影響評価を実施し、事業計画地及びその周辺の生活環境の保全について適切な配慮がなされることを確保する必要があります。町は町民の安心安全を第一優先とした環境に優しいまちづくりとなる開発に向けて、町として適切な意見の提案と事業者との協議する責務を有していると考えております。

次に3点目、我が町は適切な秩序が守られているかについてのご質問でございます。前東京都知事の不祥事は、海外出張におけるファーストクラスの利用やスイートルームの使用、公用車による週末の別荘通い、政治資金の私的利用による家族とのホテル宿泊、絵画等の購入などの報道がなされておりました。

本町では、国内旅行におきまして、日当につきましては町長及び副町長の旅費条例により、また、支給する旅費に関しましては町議会議員や非常勤の特別職と同様に長与町職員等の旅費支給条例に準じて支出をしております。国外旅費につきましては、国家公務員などの旅費に関する法律、これを準用しているところでございます。公用車の使用におきましては、公用車の使用及び管理に関する規定により運用をしているところでございます。政治資金の私的利用におきましては、県選挙管理委員会に報告をしております政治資金収支報告書のとおり支出をしているところでございます。

次に4点目の年次的な監視管理の履行と現状のアセスについての質問でございます。高田中学校建設計画が旧コンポスト跡地にあつたために、地質調査や専門家の技術指導をいただき、発生ガス対策及び浸出水対策を行っておるところでございます。ガス対策として、地下排水管にガス抜き管を併用し、学校の外周に8本のガス抜き塔を設置するとともに、浸出水につきましては、川平有料道路ランプ側にポンプ場を設置しまして、毎年、水質検査を実施しております。発生ガスの対策につきましては、生徒の健康状態を配慮したものであるとの専門家の所見をいただいておりますが、建物の構造も床下を高く施工し換気をよくするとともに、通常実施をしております健康診断において生徒の健康状態を注意深く見守っております。水質におきましては、地下水位汚染への社会的関心時から閉鎖後の30年程度は連続的に観測することが義務づけられております。現在も年1回、水素イオン濃度など6項目について水質検査を行っており、異常を報告されたことはございません。

次に、5点目の土地開発予定地の環境アセスは万全かのご質問でございます。議員が

お示しの開発予定地は、国が定める環境アセスメントの第一種、二種事業のいずれにも対象とならない事業と位置づけられます。また、長崎県環境影響評価条例におきましても同様の位置づけとなっているものでございます。町といたしましては、予定地も含め対象とならない開発事業等が行われる場合であっても、関係法令の遵守や国や県が定める環境アセスの目的や手順等を基本にし、住民の健康で安全な生活環境を保全するために、現在の環境への影響を及ぼさない事業であるか否か慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に6点目、開発地による隣接地への影響及び有害物質の除去についての質問ですが、土地開発予定地内の一部は、過去長崎市のコンポスト工場の埋立地であったことから地中に廃棄物が存在しておりますが、当該地内では環境基準を超える有害物質は検出されておられません。当該地を含めたこの地区の有効利用をすれば、埋設物等について何らかの対策ができないか関係機関との協議を行い、今後、検討・研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それでは、再質問をいたします。

1番、2番につきましては、もう文言で示すとですね、町長が言われた条例とか、それから国民保護法であるとか、そういう部分で整備をされ、いろんな部分で各機関と連携を密にし、安心安全を保つということでございまして、それについては私も理解はするわけですね。しかしながら、私は1番心配してるのは、先ほど登壇して申し上げましたように、長与・時津環境施設組合ですね。これはちょっと議長に申し上げるときですけど誤解されないでください。これについての質問ではありませんからね。これを引用して町長に質問するわけですから、よろしくご配慮いただきたいと思います。これにつきましても、私も傍聴いたしまして、去年の改ざん事件ですね、これ大変大きな事件だったんですね。そしてこの報告があつてるかというところであっていません。はっきり言ひましてね。先ほど登壇して申し上げましたように、要は改善策とおわびの文章は、もちろんインターネットとかいろんな部分載りましたね。しかしながら、今度私は11月の21、22傍聴をいたしまして、吉岡議員が一般質問をしまして、そして報告はどうなっているのかと。ということで渋々、全員協議会で、要は報告というのに至ったわけですね。それくらいこの危険性を町長は感じていないのかなと。責任を感じていないのかなというのが非常に頭に残ってるんですよ。そしてその内容を調べますと改ざんのところの精密検査をするということですけど、これは環境法の5条で大体3年に1回の義務づけられる。車でいえば車検ですね、車検みたいに3年に1回、車の場合はその後2年ですけど、3年に1回を今回前倒して2年ということで検査をされた。しかし、検査をされた会社も実はこのプラントとコンサルの推薦をした、会社としては大変いい会社なんで

すよ。私もインターネットで見たんですけどね。しかし、この会社は大体水処理を専門にする会社なんですね。これが検査をしている。そして何もありません。とそういう報告があつてるんですね。そしてこの1社だけで入札をして、そこで、要は何もないという報告を受けて、それでもういいという話になってるんです。その報告すらも管理者も副管理者も全然出てこないで担当者がちょっとしゃべっただけなんですよ。それくらい私は、こんな大きな問題なのになぜその管理者が出てこないのかなと。管理者は、私どもの町長、吉田町長なんですよ。だからそういうところで、危機感があるのかなということ、この1番、2番というのを私は出ささせていただいたんですね。

それとこれは大変失礼な話だけど、新年会の時に去年か一昨年だったかな、雪の日に警報が出ているときに新年懇親会をされた。それはね、私たちも選挙をする人間として、それはそれとしていいわけですが、やはり警報が出たときには、それなりの処置をしなくちゃいけない。そのときには副町長も会場に出ておられて、総務部長か何かをちゃんと置いてたというふうな説明であつたんですが、一事が万事、今、私が考えるにその危機感はどこにあるのかというふうに疑問を持たざるを得ないですね。ですから、この辺についてもう少し町長の基本的な考えをもう少しここでお話をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員、いろいろ心配していただいていることは大変ありがたく思っております。

そしてまた雪の話も今日、出していただきまして、私はこれにつきましては、きちっと一部事務組合の中で話をしております。一部事務組合の中で話をし、議決していただいておりますものを今、またわざわざ出して、そして心配心配と言っていたとしても、それはちょっとおかしな話ではないでしょうか。この議員さんの中にも一部事務組合で入ってしていただいた方はいらっしゃいますよ。そして、あの一部事務組合の話の中で、管理者と副管理者が行けなかったとおっしゃいますけども、呼ばれなかったんですよ。そして、一般質問の中で出て、その中で答えているわけですので、きちっと答えてそして議事は解決しております。そのときに。

そしてまたいろいろ縷々おっしゃってますけれども、渋々とかですね、あまり感情を入れていただきたくないんですけどもね。私としましては、この件がつくまで非常に心配をいたしまして、そして随分回りました。いろんな関係者の方ともあつて、そして、これにつきましては、こういう形の処置をしますと、こういう形の対策をしますと言ったことをずっと皆さん方に説明をして回ったわけでございます。これにつきましては、当時の管理者もいますので、事務局員もいますので、ちょっと説明させます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私はその経過を言ってるのではなくてね、あなたの観念を聞いてるんですよ。そして渋々とか実際それと、これは少し一部組合に入っていくので、余りこれはふさわしくないのだけだね。呼ばれなかったから言わなかったとか、何を言ってるんですか。管理者でしょ。自分が出て行ってしゃべるべきでしょう。当然、そういうのは、自分から進んでこういうことですよということを説明するのは当たり前じゃないですか。呼ばれなかったらあなたどこも行かないのですか。そしたら、それはいいですよ。一応、それについての経過は結構です。あなたの観念を、要はあなたは反問権というのがね、あるんだけど、反問権、反問権でちゃんと順序正しくちょっと話をしなさいよ。私が今、質問してるんだから、一般質問は、議員が町長に質問するんだから。だからそれについて、あなたの基本的な考えを私はもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

先ほど言ったとおりです。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

わかりました。その程度の危機感ということで理解をさせていただきます。先ほど長与町で犯罪が79件ほどあったというふうにお答えがありましたけど、私たちのこの穏やかな町で79件もあってるのかなど、ちょっと私も首をかしげたくんですけど、この辺について少し内容をその犯罪の内容を把握されているのであればお知らせいただきたい。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず年間79件の内訳でございますけども、侵入、盗難、乗り物盗難等の窃盗犯が64件、暴行傷害、脅迫、恐喝等の粗暴犯が5件、賭博、わいせつ等の風俗犯が4件、住居侵入それから略奪誘拐、器物破損等のその他の刑法が6件となっております。また、窃盗犯の64件のうち侵入犯が7件、乗り物盗難が20件となっております。この乗り物盗難の20件のうちの15件が自転車盗難でございます。また、非侵入盗難の37件でありますけども、これは主に車上ねらいや万引きとなっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

分かりました。ありがとうございました。結構、窃盗が多いんですね。やっぱり用心しないといけないですね。それではね、先に進みたいと思います。たくさん質問があり

ますもんですからね。

これからの2つ3つの質問はですね、実は匿名で私どもの方に連絡がありまして、是非お尋ねしたいということでございますので、もちろん私も興味がありますからね。これについては、お尋ねをさせていただきたいと思います。

その前にね、私たち議員もやはり身を切るという必要がありますので、まず議員の件からね、私の方で少し報告をさせていただいて、ご回答いただきたいと思います。先ほど申し上げましたように私どもの長与町議会におきましては、政務調査費というのはいわけですね。ですけど、議会費という形の中で数年前からアカデミーという本人が希望した時の研修があるんです。これにつきましてはね、旅費規程に基づいて、事務局の方で計算していただいて、皆さんに旅費をお配りしているということなんですね。しかしながらですね、今は1番この費用の中でですね、日当とか宿泊を別にして航空券の金額が1番ウェイトを占めるわけなんですよ。この航空券はね、今日常的にインターネットとか特割、早割で買えば、かなり安く買えるんですね。しかしながら旅費規定は規定で出てるような感じがしますので、私たちもそれについてはね、随分頭を痛めてるわけなんですけど、この辺についてですね、当然、理事者側、それから行政側もね、こういうケースがあるかと思うんですけど、これについては、私は当然航空券などお金が余った分はね、返納するというのが基本的な考えだと思うんですけど、町長の方は改善について何か思ってるんじゃないかな、おっしゃっていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

竹中議員、ちょっと確認します。一般の旅費規程の解釈ですかね。というふうに理解しておりますけども、よろしいですか。議会の内部のことではなくてね。それではですね、その意味で答弁をお願いします。荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

お尋ねの旅費の支給の件でございますが、旅費に関しましてはですね、議員さんもご存知のとおり、条例あるいは規則、旅費は要領がございますので、それに従って出しております。お尋ねの航空運賃ですね、その件に関しましては条例の中では航空運賃の額は現に支払った旅客運賃ということで明記しております。職員に対して旅費を支給する場合も、今はパック料金をほとんど使ってますので、この航空運賃の出し方というのを要領の方で定めております。それに定額の宿泊費、定額の日当、それを足した分が旅費でございます。職員、あるいは理事者、出張される場合は担当の方で計算をして航空券と一緒に渡しておりますので、特に精算はもうゼロでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

分かりました。航空券などはね、現金で払う場合は今インターネットあたりでかなり安いんですね。ですからそういう規定をちゃんと設けてね、これ、質問事項は先ほど申

し上げたようにね、匿名だったけど住民の方のご質問だったから、前で明らかにしますということで、私は申し上げて今お話をしてるわけですね。そしたら、それについてはきちっとした数字が皆さんに出してもおかしくないような形をとっていただきたい。

それからですね、住民の方のあと2つあるんですね。町長は出張費及び会議、東京など出張に行かれるわけですね。こういう時に、ほとんど会議というのは大体10時から11時ぐらいから、終わるのが大体4時か5時ということで、基本的には日帰りであるということだそうです。これは聞いた話ですからね。その中で、適切にね、この2泊とか3泊とかいうのはあまりないと思うんですが、そういうのがあるのかなかということと、もう1つはね、公用車につきましてね、この公用車の使い道の線引きですね、これも多分公用車に関する規則とか、いろんなこちらの条例か分かりませんがあると思うんですね。ただ、私達がよく聞くのは、要は夕方の懇親会とかいろいろ中国領事館といろいろありますね。そういうのに行かれて、そしてその車がどうなるのかと。終わってそのまま帰ってくるのかですね、他にお付き合いがあるからいろんなところに行かれて、その時にどうするのかとか。そういう線引きというのがね、なかなか分からない、難しいと思うんですね。ですから舂添都知事の場合でもね、要はリハビリのために別荘に戻ってね、それがリハビリのための公用だから公用車を使ったと、しかしこれも大変なバッシング受けましたね。この辺をですね、線引きをどの辺まで考えていらっしゃるのかということをおね、町長の方で答えをいただきたい、この2点をね、お答えいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

まずは旅費の件でございますけど、理事者が出張する場合、東京とかですね、もちろん会議時間はきちんとしたものがあります。また会議によってはその後の意見交換会等々もございます。それで、それに会議が始まる時間とか終わる時間、そういったのを考えて前泊、後泊というのでも出てまいります。そういった場合に、後泊されたとした場合とかはですね、特にその日には公用は入っておりませんので、その場合は議員も職員も同じだと思いますけど、その場合は私用を足すこともあるかと思えます。ただその場合は、日当もちろん出ませんので、そういったことはあることだと思っております。なんですかね、皆で行った時でも、1便、2便遅らせる、ちょっと用事があるから遅らせる、そういったのは可能じゃないかなと私の方では思っております。

あと公用車の件でございますが、公用車もまず規定にありますように、私用は禁止ということであっております。町長は行く機会が多いものですから、町の方にも、会議の後の懇親会、意見交換会、他いろんなつき合いがございます。我々の方で公用の場合はちゃんと運転手がついて行って、終わるまで待っているという時もあります。それは運転手さんの仕事でございます。中には職員が送って行った場合は町長がもう帰ってい

いということで、あとはタクシーで帰られる、そういったことで処理をいたしております。

議員さんがいろんな情報をいろいろ聞かれてるみたいでございしますが、町の方にはそういうことがもう全く入っておりませんので、適正な措置でやってることと思っております。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私の方には情報がたくさん入っております。しかしね、それはね、やはり皆さんがやっぱり税金でしてるからというのがあるから、それはもう仕事していても車使ってたかそういう気持ちがあると思うんですよ。ですから、要はこれにつきましてはね、出張についてもこの公用車についてもですね、皆さんに説明できるようにね、きちっとやっていただければね、それでいいわけですよ。線引きもなかなか難しい、それは分かります。要は結局東京行ってもね、代議士とか、そういう人達に陳情とかね、いろいろお仕えする部分があるからですね。そういう部分は結局一般住民の方はお分かりにならないんですね。だからこれを質問してくださいということで、私のところにきたわけですけど、私も説明をしたけどね、やはりなかなかこういう公的な場所で説明していただかないと、なかなか通じない、ね。だからそういうことで質問させていただいたわけですよ。

それではですね、続きまして高田中学校のことについて、お尋ねをいたします。

この高田中学校というのはね、私もあの議員生活が長い、30年なりますのでね、この建設当時からよく私も理解しております。それで平成8年ですかね、開校したと思えます。その前はコンポスト跡地で、県の土地開発公社が購入してそれを町で買い取って、あそこを作ったということなんですね。コンポスト跡地ですから、当然いろんな生ごみとか、いろんなものが、水害の後でそのまま放置されていたのを埋めてたわけですね。しかし高田中学校につきましては、私たち議会でも大変な問題になりました。コンポスト跡地で大丈夫なのかと、特に生徒さんたち、それから父兄のご心配を考えると、なかなか厳しいぞということで話があつたんですけど、最終的にはいろんな試行錯誤しながら処理をして、そして今に至ってるということを知って聞いているんですが、アセスについてはですね、前と今とすると基準が全然違って来るんですね。ですから、前の方が放つたらかしてやったとか、今はどうなのっていうその過去の犯人探しとか何とか私にはしたくないんですけど、基本的にこの地域はコンポスト跡地でメタンガスとかそれからいろんなものが出てたんです。その追跡調査をね、年次的にやるようにということで、そういうことで私たちは了承して賛成をしたという思いがあるわけですけど。現在、先ほどちょっと説明していただきましたが、水路については、水脈については検査をやっていることでしたけど、あとそのガスについてのね、現在、どのような形になっているのかね、その追跡調査をやっているのか、もしくはどのような形になっているのかというのが

分かればね、ちょっと教えていただきたい。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員ご指摘のとおり、平成8年の時に造成工事に伴う観測という形で調査をさせていただいて、その時に、今議員がおっしゃったように、水質関係は今後30年間は調査を下さいよってというご指摘をいただいております、今も実施をさせていただいております。

ガス関係の調査はちょっとしてなかったんですけども、これをしてなかったのは、当初の計画の時点で今の計画で十分ですよというお墨付き的なものをいただいていたもんですから、それもしてなかったんですけども。それと平成13年に隣接地の地質関係の調査の時にも、高田のガス抜き管の対策についての調査項目がございまして、その時にも有毒ガスは検知されなかったということで報告受けておりました。

ただ、議員のご質問の中にもありましたように今、築地関係の問題もございまして、今年度、ガス関係の調査を今発注したところでございます。また、今後はその発注をしたところで業者の方ともお話をしなくちゃいけないんですけども、毎年これやったりやらなくちゃいけないのか、隔年でやらなくちゃいけないのかってというのはちょっと話をしなくちゃいけないと思うんですけども、年数は別として、今後は随時、調査を、モニタリングをやっていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

特にやはり学校ですからね、大事なお子様を預かってる学校の責任者として、教育長それから校長ですね、気を付けていただきたいと思うんですけど。これは平成12年だったですかね、隣接する平たい所にコミュニティの広場の中にコミュニティの建物を建てようということで町の計画があったわけですね。この時に福岡大学の教授の方がいろいろ調査をされて今の高田中学じゃないんですけど、隣接する所にメタンガスがまだ溜まると。ですから、これについては隣の影響もあるから、年次的に検査を下さいという提言があつてたんですね。これは皆さん方、それも先ほど言われたように、今と昔の基準が違うからね、当時は私たちもう大丈夫ですよということで、私たちも賛成に回って高田中学校ができたわけですからね。そして今も学校としては、床を少し上げて換気口がたくさんありますよね、普通の建物よりも換気口が多い。ですから自然に換気ができて、おまけに運動場の中には8本かそこらの換気口があるんですよ。これで自然に抜けてるということですから、私は高田中学校についてはそうは心配していませんよ、実はね。それでも生徒さんの健康管理というのは一番大切なことですから、その辺についてのその対策を十分されてるのか、再度ちょっと質問したいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

ご指摘どおり8本のガス抜き管で、一応ガスの対応しているんですけども、やはり子供たちの健康管理面ということになりましてはやはり今後も、注意深く見なくちゃいけないと思うんですけども、通常行っております健康診断等でも発生ガスを考慮した健康診断、そういうものを、児童生徒を注視しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

分かりました。生徒さんには特にね、住民の方ももちろんそうなんですけど、特に学校というね、聖域なわけですから、その分については十分に配慮して検査に検査を、検査が多過ぎるということは絶対ありませんので、ぜひそれは履行していただきたいとそうように思います。

それから最後の質問になるわけですけど、この学校に隣接する所に、今度は土地の開発が予定をされてるわけですね。俗に言う椿林土地区画整理事業といいますかね。これはまだ、今のところは準備委員会で組合が完全に結成されたということではないんですが、このことにつきましてもね、下に要はコンポスト跡地でございますので、ガスが溜まってるということがあるわけですね。これを開発することによって、また高田中学校の方にね、いろんな部分で影響が出るんじゃないかなという気持ちがあるんです。ですからこの辺についてのお考えといいますかね、そういうことはあるのかなのか、それについてちょっと質問をさせていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久松住民福祉部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

廃棄物の関係になるものですから、環境部局の方で答えをさせていただきたいと思っております。ただいまご質問の、高田中学校横の町有地のことをおっしゃっていただいているというふうに理解しております。この土地につきましては、ただいま組合施行による土地区画整理事業を計画をなされております。その中に町有地が存在するわけでございますけども、議員ご指摘のとおり、中にはコンポスト跡地ということでコンポストの埋立地ということで廃棄物の方が存在しております。過去の調査からでも、中にメタンガスが存在していることは確認できております。そのまま、これを切土となり盛土なりすることになりますと、周りに及ぼす影響というものも十分考えられますので、こういったガス対策というものが先にやっぱり行わなければならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

この土地区画整理につきましてはね、面積が2.9ヘクタールぐらいですね、そのうちの43%は町の持ち物なんですね。ですから原因者の町がね、当然これを処理をしなくちゃいけないということだと思うんです。そしてこの区画整理はですね、私はちょっといろんな方にお話を聞いたんですけども、地権者の方は非常に夢と、長与町に対するボランティアの感覚の中でね、この事業を始められてるんですね。といいますのは、高田中学校の横があんなに茂みになって、今みたいに暗くなるとですね、子供たちがあそこに引き込まれたりするのが見えないですね。だから景観とか安全性を考えて、地権者の方はほとんどがそのボランティア精神でこの区画整理事業に賛同されてるというふうに私は聞いてるんです。ということは、町としては43%を持つてこの土地を上手に有効利用するという事で町は当然そのことによって喜んでるはずなんですね、有効利用ができるわけですから。しかしながら、この地域はガスがあるので当然町の責任においてこれは処理をしなくちゃいけない。今の状況でいきますとガスが発生していますのでガスを抜いて、そして高田中学校が前やっていたみたいに下にメッシュを敷いて換気口を上げるというような工事になるかと思うんですけど、それについて、行政はどのような、どこまで責任を持とうと思われてるのかお尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

久松住民福祉部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

元々町が取得した土地でございますので、町の用地の中にそういったガスが存在するという事でございますので、町の事業として取り組まなければならないというふうに考えております。それとここ、最終処分場の埋立地でございますので、この埋立地につきましては、よその施設でもそうでございますけども、こういった埋立地の中での微生物の活性によりまして、こういったガスがどの施設でもあつてゐるわけでございます。現在、施設の中には4カ所のガス抜き管が埋設されておりますけども、今まで全てが抜ききれていない状態でございますから、そういったものを数を増やすなり、専門的な観点から調査をしまして、それから対策を練っていきたいというふうに今のところは考えているところでございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

この区画整理事業につきましてはね、やはり組合施工ということで民間の方がね、大変な地権者であつて、お金とかそういう経費なんかがたくさんかかっていますので、行政がやる土地区画整理、高田南とか、そういうところとまた違った面があるのでね、これ

は早急に解決をしてやらなくちゃいけない。これを駄目にするとかいうことは当然それを駄目にしても、この原因というのはね、町で処分をしなくちゃいけないわけだから、これはね、今の計画に基づいてですね、早急な行動をしていただきたいと思いますがその辺についてはどうですか。

○議長（内村博法議員）

久松住民福祉部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

ただ今のところ、よその地方公共団体の最終処分場の事後対策、こういったものの調査を行っておるところでございますけども、早急に町の方ももう少し具体的な提案ができるように、専門家の意見も聞きながら事業に取り込めないか、そういった調査検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

ちょっとしつこいようですが、要は、東京の豊洲もね、完成して2年間のモニタリングをしなくちゃいけないと。あそこの場合は、ちょっと変わった知事さんがね、今度はいろんなパフォーマンスをされてるみたいですけど、基本的に今の条例でいきますと、要は整備した後2年間のモニタリングが必要というふうに私どもは素人ながら聞いているわけですね。そうすると処理をしても、そういう3年ぐらいのスパンがかかると言うんですね。ですからこれについてね、その間に、区画整理っていうのがやはり民間が入ってますからね。私たち議員というのはもう民間の味方ですから、要は民間にマイナスを与えることはできませんので、モニタリングをやりながら施工するということが果たしてできるのかなという素人考えがあるんですけど、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（内村博法議員）

久松住民福祉部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

ただいま、埋立地の跡地利用についての国から出ております指針によりますと、ガスが安定し、水質も問題ないと、その段階まで行ってから、それから2年間変動がないかどうかというものを検証する期間が定められております。その2年間の変動がないというものが確認されてから、それから県との手続きも入ってまいりますけども、その見極めがやはり2年間というものがうたわれておりますので、そういった期間は必要になるかと思っております。最初のスタートまで早く行けるようなことを考えていくべきかなというふうには考えております。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

ですからね、要は、私は今申し上げましたようにやっぱり民間開発ですから、やはり経費がいろいろかかっているからね、いろんな便宜を図ってやらなくちゃいけないと思うんですよ。ですから、今のいろんな関連する開発してる場所があったり、泥を入れたり、泥を捨てたりという問題がでできますのでね、その辺は臨機応変に行政の方で、協力をお互いにしあって、その仕事が早急にできるようにお願いをしたいと思います。

以上終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時10分まで休憩いたします。

（休憩 14時54分～15時10分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順5、分部和弘議員の①食育について。②水道事業について。③安全安心のまちづくりについての質問を同時に許します。8番、分部和弘議員。

○8番（分部和弘議員）

皆さんこんにちは。では、早速質問させていただきます。

1点目、食育について。食の安全安心と食で育てる環境は、これまでも今後も大きな重要課題と思います。本町の食育計画も人と人、家庭と地域、消費者と生産者がつながり、食について考え行動し、健康で豊かな生活を目指すものと理解しています。そこで、食育に対する本町の取り組み状況をお伺いいたします。

2点目、水道事業について。水道事業長期ビジョン策定を行い、住民に安全でおいしい水を届けることを第一に各種事業を展開しているものと思います。そのような中、各種設備の経年劣化に対する対応は待ったなしの状況と想われます。そこで、今後の水道事業の展開についてお伺いいたします。

3点目、安全安心のまちづくりについて。歩行者を取り巻く交通環境が大きく変化してきている中で、歩道や通学路の安全安心は喫緊の課題と想われます。また、来年3月には75歳以上のドライバーに対する強化を柱とした改正道交法が施行される予定です。これまでも各種対策を行ってきている中、本町としての歩行者に対する事故防止の考え方をお伺いいたします。以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今日、最後の質問者であります分部議員のご質問にお答えいたします。

1番目1点目のご質問の食育の取り組み状況ということでございます。平成17年6月に、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的に食育基本法が制定されまして、翌年3月には食育推進基本計画が策定されたところでございます。平成23年からは、第2次食育推進計画、今年度からは新たに第3次食育推進計

画が5か年計画で策定され、若い世代を中心とした食育の推進、多様な暮らしに対応した食育の推進などを重点課題として取り組まれております。長崎県におきましても同様に食育推進計画が策定されまして、推進されております。

本町におきましては、平成22年度に長与町食育推進計画を策定いたしまして、人と人、家庭と地域、消費者と生産者がつながり、食について考え行動し、健康で豊かな生活を目指すことを基本理念に、家庭、保育所、幼稚園や学校、自治会やコミュニティ、老人クラブ、行政等々さまざまな団体に取り組んでおります。妊娠期から乳幼児期におきましては、各種保健事業の中で講話や調理教室を通して規則正しい生活習慣や望ましい食習慣についての教育や相談を行っております。また、保育所、幼稚園、学校におきましては、毎日の給食や保育だよりなどのお知らせ、料理教室、農業体験などを通して、正しい知識の習得や料理をつくることの楽しさ、また、作物を作る喜びや感謝の念などを得られるように取り組んでおります。特に学校におきましては、各教科を通しての食育や地域の方との交流を含めた米づくりなど、多方面にわたって取り組んでおります。一方、地域におきましては、自治会やコミュニティで開催されております健康教室などを通して、食についての正しい知識の普及と生活習慣病の予防や重症化予防などについて、自治会の役員さんや食生活改善推進員さんを始めとする多くのボランティアの方々と協働で取り組んでおります。また、地域の各公民館講座等にも多くの方が参加され、食についての学びの場となっております。

平成27年7月には、5年間の取り組みの評価と課題の把握、そして第2次食育推進計画を策定するためのアンケート調査を実施しました。平成22年に行ったアンケートとその結果と比較しますと、幼児・小学生につきましては、毎日3回食事をとる人の割合、食事のバランス面に配慮した食生活を実践している、の割合が共に増加しており、国や県と比べて良好な状況にあります。また、食べ物を購入する際、地元産を優先して購入している人はおよそ60%で、3%ほどの増加、消費期限や原産国等の表示を見て購入する人が95%で、30%近く増加しておりました。その他、農業体験をしたことがある子供たちは、幼児が35%、小学生が50%、中・高校生が約60%おり、さらに今後、農業体験をさせてみたいと考えておられる幼児・小学生の保護者は90%を超えておりました。

これらのアンケート結果や乳幼児や児童生徒の健診結果、特定検診の検診結果、そして国、県の計画と整合性をとりながら、昨年度、第2次食育推進計画を策定し、推進しているところでございます。今回の計画は、前回の計画を継承しておりますが、さらに若い世代の食育にも力を入れていきたいと考えております。また、農業体験等体験型の食育も実施できるよう健康づくり幹事会の活用や農業団体やボランティア団体との連携を図ってまいりたいと考えております。そして、町民すべての健康で豊かな人生の実現を目指して今後とも食育を推進してまいります。

次に2番目の水道事業についてのご質問でございます。水道事業は、人口増加に伴う

拡張・建設の時代から維持管理・更新の時代へ転換期を迎えております。このような中、将来における人口減少や節水意識の高揚、節水型機器の普及により、これからの水事業が減少することを前提に、老朽化した施設の維持・管理、更新を行っていかねばならないという非常に厳しい経営環境が到来することになります。しかしながら、水道事業は町民の生活になくてはならないライフラインであり、計画的に施設の更新を図りながら、持続的に運営していかねばなりません。このため本町では、平成25年3月に厚生労働省が策定しました新水道ビジョンに示す方向性に沿い、平成27年3月に現況の給水サービスを維持しながら、将来の人口減少に対応するため、「安全・強靱・持続」を目標に掲げた「長与町水道事業ビジョン」及び現況の水道施設を前提に具体的な再構築方策を検討しました「水道事業中長期計画」の策定を行い、更新需要を把握した上で、財政シミュレーションを行っているところであります。

今後の事業展開につきましては、企業債の借入などの検討を行わなければ健全な経営を行うことは難しい状況にありますが、優先順位を考慮しながら各種更新事業を進めているところでございます。現在保有している資産のおおよそ30%が更新需要であり、今後も増加していくわけですが、その中でもポンプ及び制御盤などの機械設備にしましては、法定耐用年数5年ないし20年が短いことから、急激に老朽化資産へと判断されていくものでありますが、日々のメンテナンス及び修繕を加えることで、長寿命化を図っている状況にありまして、使用部品などの製造中止期間をめぐり更新を行うよう計画しているところでございます。将来にわたり健全な経営のもとで安定的な水の供給が確保できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に3番目の安全安心のまちづくりについてのご質問でございます。歩行者の安全対策といたしまして、特に児童の登下校時の安全管理・事故防止につきましては、大きく二つの考え方を持って対応しています。

一つ目は、多くの大人の目により児童生徒の安全を見守ることです。これは地域安全のボランティア活動としての地区コミュニティ、自治会や高齢者の皆様方及び子ども110番の家、これが366カ所ございます。事業者などにご協力をいただき、児童生徒を見守っていただく体制づくりを図るものでございます。登下校時にはこういった方による立哨当番も実施していただき、児童生徒の見守りを行うことで事故防止につながるものと考えております。

二つ目は道路施設の設置・維持管理・交通規制等によるものでございます。本町におきましては、長与町通学路交通安全プログラムを策定し、通学路の安全確保に関する取り組みを進めております。これは毎年、町内各学校におきまして、民生委員・児童委員の皆さんや保護者など地域の皆様に、通学路や公園における危険箇所合同点検を実施していただき、その結果を受けて、長崎振興局、時津警察署、その他関連各課で協議を行い、通学路の補修・整備・改善を継続的に行うものでございます。平成28年度は通学

路のカラー舗装を3路線、総延長1,200メートルを実施する予定でございます。また平成29年3月12日に改正道路交通法が施行されます。今回の法改正の中で、75歳以上の高齢運転者に係る事故情勢が厳しいものとなっております。加齢による認知機能の低下が交通事故に相当の影響を及ぼしていると認められることから、認知機能の低下に着目した対策を講じ、交通事故の発生を未然に防止するとともに、安全な運転継続を支援することが目的となっております。本町におきましても、これまで高齢者の交通安全に対する意識の高揚と運転時の注意点などの再認識を目的としまして、高齢者交通安全体験型講習会を実施しております。また、車の運転に不安を感じたときの免許返納サポート事業といたしまして、運転免許証を自主返納した65歳以上の方に対しまして、3,000円分のバスカードを交付する事業を平成28年4月1日より実施をしております。11月末時点で53名の方が申請をされております。

なお、長与町交通安全対策協議会を中心に、関係機関・団体により合同パレードやのぼり旗などによる啓発活動及び街頭指導などにより、広く町民に交通安全思想の普及、浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に取り組み、交通事故防止の推進をこれからも図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

それでは、通告順に従いまして再質問をさせていただきたいと思えます。食育に関しては、町長の方から詳細なアンケート調査も含めて答弁がありましたので、若干、私の方からも割愛させて内容を質問させていただきたいというふうに思えます。

まず、最初ですけれども、アンケートの調査関係は、コメントとして載っておりますが、初年度と言いますか、第1回目の食育計画における各種数値目標があったというふうに思えます。それを達成できた項目、あるいは達成できなかった項目等の成果と評価という点では、どのようにされてるのかちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず、各具体的施策の展開というところの中に家庭における食育の推進、そして地域、保育所、学校などにおける推進、地域における食育の推進、生産者と消費者の交流の推進、そして食文化継承活動の推進、食の安全の推進、そして食育推進運動の展開と関係団体との連携強化という7本の柱の中で、それぞれ目標値を持っておりました。その中で、家庭における食育の推進という部分では、特に朝食ということで推進をしてきておりました。これにつきましては、アンケート結果からもかなり良い状況でありますし、あと、生活リズムの達成とかそういう部分でも、非常に良い状況があったと思っておりますので、ここは効果が出てると思っております。

同じく2番目の幼稚園・保育所・学校とかの状況もかなり良い状況だったんですけども、目標値が学校における給食の残食率ということは上げておりました。これにつきましては、ほとんど変化がなかったという状況がっております。

3番目の地域における食育の推進のところは、地域における健康教室の開催回数というのを上げさせてもらっておりました。これにつきましても、ほとんど現状変わらなかったというところが正直なところですよ。あと生産者と消費者の交流の促進というところですけども、これは、保育所とか、学校とかの結果を聞きますと、かなり達成して出来た部分もありますけども、中高生については、当初の目標が高かったというのもあったんですけども、あまりここにつきましては出来てなかったというのがあります。

次に食文化の継承活動の推進ということで、調理教室を開催してる公民館の数ということで上げさせておりましたけども、ここにつきましては100%達成することができております。あと食の安全の確保の推進ということで、これはアンケート結果から評価をしてるんですけども、かなり高い答えをもらっておりますので、ここは達成できたと思っております。

次に食育推進活動の展開と、関係団体との連携ということですけども、ここにつきましても食育を知っている人の増加ということで、アンケートで聞いてるんですけども、ここについては5年前のアンケートでは加えておりませんでしたので、ここについてはちょっと評価の方が出来ていない状況になっております。今まで健康保険課だけじゃなくていろいろな課、そしてボランティア団体の方の協力を得て、やっぱり食育という考え方自体は、町内の中で広がってきてるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

丁寧に説明いただきましてありがとうございます。せっかく総括をされてるといことなので、町民にこれを公表していただきたいなというふうに思います。せっかく食育事業、第2次もされてますので。推進するに当たって、町民が分からなかったら、町民も協力しようがないのではなかろうかというふうに思いますし、継続性に欠ける部分も出てくるのかなというふうに思いますので、ぜひ、事あるごとに公表していただければなというふうに思います。あと、この2次の方においても、開催回数の減少やら、そういったものも含まれてますが、ぜひそこら辺の要因分析はまた今後ともしっかりされて、継続的にできるようにお願いしておきたいと思っております。それと、この第2次長与町食育計画が28年3月に策定されておるにもかかわらず、ホームページの方では、ずっと初年度の食育計画がアップされた状態になっておりました。多分、先週か今週かにアップされてるのかなと私思いましたけども、できてから8カ月間、どうしてこう公表というか掲載というか、アップするのが遅れたのか、そこら辺ちょっとお聞かせいただきたい

というふうに思います。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

そこについては、もう弁明の余地もなく、私たちの不手際でアップするのが遅れておりました。今回の質問をいただいて、本当に慌ててと言いますか、載せることができました。これをきっかけにもっと迅速に対応していきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

それで関連して質問いたしますけども、このホームページへの掲載、アップするのは、所管ごとにやっているのが、今現在ですね。更新あるいはその内容を見て、誰かコントロールする部署はないのかなというふうに思います。それさえあれば、今回のようなことも起きてないのかなと思いますけども、そこら辺の掲載と更新、維持管理というのは、誰かハンドリングをとっているのかなと。そこら辺を教えていただきたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課（青田浩二君）

ホームページの更新につきましては、各所管から秘書広報課の方に更新の依頼を上げていただいて、更新をしている状況にあります。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

更新は分かるんですけども、各所管から上がって来たときに更新するということですから、誰もその中身を把握してる方がいなかったら今回のようなことが起こるんですよ。やはりそこをチェックする部門、そこを把握する部門があれば何てことなかったのかなと思いますけど、そういったことはできないんですか。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課（青田浩二君）

今担当が1人で全庁的なものを見てやっておりますけれども、今後、そういうことができないかという検討はしてみたいと思います。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

よろしく願いしておきたいというふうに思います。それでは次の質問いきます。

第9次総合計画にも今回の第2次食育計画にも、子供の朝食を食べる割合のことが載っております。どちらもそれぞれ実践していくということですので、具体的なそれについての取り組み内容等があればお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

朝食の推進の取り組みにつきましては、まず乳幼児の部分では検診、そして相談の中で栄養指導、そして保健師等が中心になって、なぜ朝食をとらないといけないのかというところの理由から始まっていきます。それは集団で教育したりもしくは個別で教育したり場面によって変わってきているかと思えます。その他、健康づくり推進員とか食生活改善推進員とかいうボランティアの方が、園児と一緒におやつを作ったりするんですけども、その際に紙芝居を利用して、朝食の大切さを子供に直接訴えたりとかしております。あと学校の中でもそういう活動をされていると思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

特に朝食の方、やっぱり食べて行かなかつたら体調不良等も出るのかなと思えますので、そこら辺注意も含めて100%に向けて頑張っていただきたいと思えます。

次に若干、この第2次の食育の分と第9次総合計画の分に触れさせていただきたいと思えますけども、町長に2点、ちょっと質問したいというふうに思えます。その前に第2次食育計画の4ページに図表2の農家世帯数の推移というふうにあります。平成7年度が600というふうに書いてますけども、足し算していけば723というふうになります。第1次の方には600というふうになっております。ホームページにも掲載されてますので、そこら辺はしっかり数字の方も見つめ直していただければというふうに思えます。その件でやはり職員の皆さん少数精鋭で頑張ってるというふうに思えます。時間的制限があつて、ついつい見落としたかなというふうなところも伺えるのではなからうかと思えます。そういった中では、時間的制限があるのであれば、やはり人への投資が必要になってくると思えますけども、そこら辺の町長の考え方をお伺いしたいというふうに思えますし、投資しても良いんですけども、後、部署間のバランスも考えるということで、そこら辺の考え方もお伺いしたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員おっしゃったように長与町の職員数が少ないんですよ。少ない人数で、少

数精鋭でやってるということをごさいましたけども、今回の議会におきまして定員を増やしていきたいというふうには思っております。それはぜひ議員さんの方で、その分についてはお話をさせていただいて、ぜひ審議をしていただきたいと思っております。こういった形で今、お話しされた中で町民の方に十分伝わっていないんじゃないだろうかというようなご指摘もありました。そういったものを含めて、ちょっと検討していきたいと思っております。そのためには人もいるということですので、ちょっとそのあたりですね。長与町の職員数の数の問題、そして今おっしゃるように部署間のバランスの問題、これも同時に検討していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

よろしく願いしておきたいというふうに思います。それともう1点町長の方に、住民サービスの充実から組織の改変等を行っておりますが、今回、長与町の総合計画第9次の分の食育の目標値に関してですけれども、これは平成21年の全国学力学習調査のものをそのまま食育、第1次の食育から拾ってきたものだというふうに思います。そして、今回、長与町これは第2次食育計画出した分は、27年度のアンケート調査のものを、朝食を持ってきているというふうに思います。出された年度が28年の3月、同じタイミングで2つが出てきております。そういった中で、かたや21年度、かたや27年度の数値目標が掲げられているということで、ちょっと何か違和感があるなというふうに私的には思います。それで平成27年度のアンケート調査は7月にやっております。1日から。1カ月あればたぶん戻ってくるでしょう。もし、余裕みたら8月ミドルぐらいまでかな。8月ミドルから9月ミドルぐらいまであったら1カ月まとめきれれるでしょう。でも時間がなかったら9月エンドまで来るかな。そしたら27年度上期で終わってしまうんですね、これは。あと半年間、余裕があるんですよ。どっちとも整合性を持たせるのであれば。ということで、町長の住民サービスの向上ということで、組織編制もやられました。そういった中で風通しのある職場環境づくりというのが、大前提だというふうに思います。そういった中で、今回、こういった部署間に違った目標値が設定されたというのは、大きな壁がまだあるんじゃないですか、ここには。そこら辺ちょっと町長の考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員ご指摘のとおり、今度、随分、内部の方を整理いたしまして、町民の方々が入ってきて分かりやすいような動線ということと、それからまた入ってきて分かりやすいような課のつけ方等々もしております、その中でいろんな形で組み合わせ、人員の組み合わせという、課長を中心にした組み合わせをしておりますけれども、まだその部

分について今、齟齬をきたすところも若干あります。でもこれにつきましては、今おっしゃったように、この組織を進めていく中で徐々に解決していきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

私的には各部門間、やはり風通しがないと連携もできてないというふうに思います。それがすなわち住民サービスに加わっていくはずなんですよね。ただ横同士連携ができておけば、住民サービスもスムーズに行くのかなと思いますので、町長のリーダーシップで、ぜひともその関係はピシッとやっていただきたいなというふうに思います。

続いてですけども、孤食について1点お伺いしたいと思います。これはちょっと長与町の第2次食育推進計画が出るのが遅かったのも、長崎県の第3次の食育推進計画から拾ってきたんですけども、小学生の子供たちが1人で食事を済ませる。あるいは子供たちで食事を済ませるパーセントが徐々に上がってきていて、平成19年では長崎県で36.6%が、平成25年度は39.5%まで、40%近くまで上がってきているという状況にあります。中学生では大体48%前後で、1人で食べるか子供たち同士で食べるかというような環境になってきております。そのような状況の中、本町の孤食に対する考え方をお伺いしたいと思いますし、現状は、長与町はどうなっているのかということでお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

はじめに長与町の孤食についての考え方ですけども、長与町の食育推進計画の中にもありますように、食は楽しく、そして誰か一緒に食べたい人がいる。そして誰か一緒に食べる人がいる。そういう中でコミュニケーションを取りながら食事をしていこうというの大きな柱としております。現状としては、家族そろって食べる割合というのが、22年度の結果が41.1%だったんですけども、今度の結果が65.4%ということで、24%ほど改善をしております。これ小学校の朝食ですね。小学校の夕食におきましては、22年の調査事が68.8%だったんですけども、今回92.1%ということで、これも23.3%改善を見ております。同じく中学校の、中・高の朝食においても、22年の調査では29.6%だったんですけども、それが59.8%ということで30%近く改善をしております。同じく夕食についても55.8%が85.3%ということで、改善をしてるような状況でこの5年間の中で家族そろって食べるという割合は、改善が見られていると思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

長崎県と逆転して、長与町は良い方向だというふうに思いますけども、やはり孤食あるいは子供たち同士で食べる共食と言いつらいんですけども、食べる環境も増えてきているのは事実かなと思います。家庭において朝ができなかったら夜、夜が出来なかったら朝ということで、子供たちと向き合って食事を取っていただいて、そういった中でコミュニケーションの中で、何かの情報発信が子供からあるかもしれないし、子供とのコミュニケーションの中で、何かの気づき生まれるかもしれませんので、そこら辺を今、社会問題になっていますいじめとか、そういったところもあります。そういった中で少しの気づきになればなというふうに思いますから学校の方もこの食事に関しての共食に関しては、強力で推進していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いしときたいと思います。

次はもったいないの言葉ということで、食品ロスが今いろいろと言われております。長与町内では、学校の残食率に関しては、変わらないというような調査項目でありましたけども、3R（スリーアール）リデュース・リユース・リサイクル、というような形で今、されておりますけども、食品廃棄あるいは残食における現状はどのようになっているのか。この3Rはどのように推進されてるのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

生ごみの減量化等については、住民環境課と一緒に進めてはおりますが、健康保険課の方の活動としましては、エコクッキングとか、調理の中でいかにごみを減らしていくとか、あとは計画的に献立を立てることによって要らないものを買わないとか、そういうふうな働きかけをしております。そして環境の方から聞いたところによりますと、生ごみ処理機の補助とか、EM菌とかそういうところを利用しての生ごみの減量化とかいうのを図ってるということです。各課連携しながら生ごみの減量化というところに取り組んでいる状況です。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

なかなか減量化も大変かなというふうに思いますし、リサイクルにしても大変な事かなと思いますけども、しかし推進していかなくは数値目標が全然変わらない。何らかの成果は出てますけども、実際、何も変わってないというような判断もされるのではなからうかと思っておりますので、強力でそこら辺は推進していただきたいと思っておりますし、全国の学校給食17.2キロが標準というか、今、あがってますよね。食べの残しが7.1キロになってます。それを減らしていけば、徐々に減っていくのかなと思いますので、そこら辺の学校給食において残食がないように、そこら辺の目標も達成していただければ

などと思います。食育の方は以上で終わりたいと思います。

次に水道事業に関してですけれども、町長から厳しい事業環境の中でやっているという事で、本当に職員の皆さま、大変お疲れさまでございます。そういった中で、本町の水道事業における技術系職員の採用がここ10数年間されてないというふうに思いますし、35歳未満の技術系職員がいないという状況にあります。その理由をちょっとお伺いしたいというふうに思いますし、またこの技術系職員が持つ技術・技能の伝承をどのように考えてるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

この長与町の水道事業ビジョンというのが出ておりますけども、内容については平成24年度ということでございまして、ちょっとそのあたりは担当の方から説明させます。よろしく申し上げます。

○議長（内村博法議員）

吉田水道局理事。

○水道局理事兼水道課長（吉田邦彦君）

水道課の構成人員は、平成28年度現在、水道局長含め15名で構成をしております。水道課におきましては技術職員はいませんが、水道管を担当する係であります工務係及び浄水係に関しましては、先ほど申されました平成24年度に35歳未満の人員が不足している状態でありましたが、現在におきましては、各年度人員が配置されており技術の継承を行っている状況であります。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

現在、そしたらこの27年度のビジョンで私、質問作らしていただいたのですが、結局は、あいだあいだに入っているということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田水道局理事。

○水道局理事兼水道課長（吉田邦彦君）

そのとおりでございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そうしたら定期的にそういった技術系の職員は、採用しているということで理解していいのですか。

○議長（内村博法議員）

吉田水道局理事。

○水道局理事兼水道課長（吉田邦彦君）

水道課におきましては、技術系の職員は存在しておりません。しかしながら、技術と言いますか、浄水場とか工務係はありますけど、そういう分に対しては、常時、指導的なものを十分行いまして、現在に至っている次第でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

回答がちょっといまいち理解できないのですけども、再度、詳細な回答をいただけないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田水道局理事。

○水道局理事兼水道課長（吉田邦彦君）

水道課におきましては、水道技術員の育成及び技術の継承に関しましては、全国的な課題であり、専門的な知識不足から重大な被害を住民の皆様に与えてしまうおそれがあることから水道課といたしましては、配属された職員に対しまして指導及び教育を十分に行い、技術の継承に努めてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

木島水道局長。

○水道局長（木島英利君）

現在、水道局といたしましては、技術職員という形の配属ということでの職員ばかりではなく、技術職員も実際は土木職員はおりはするのですが、それだけではなく、一般職員も技術系の配置を行わせていただいております。事務系の職員も技術系の方に配属をさせていただいて、その方々に、現在、技術を持っている職員から技術の継承をさせていただいているような状態であります。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

6名の技術職員ということで理解いたしますけども、それが35歳未満なのか、上なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

木島水道局長。

○水道局長（木島英利君）

先ほど町長が24年度と申し上げましたが、水道ビジョンの作成が27年3月となっております、その集計表自体の人員の配置の表の年度が24年度の実数なものですから、そういう回答をさせていただいている状態で、24年度の時点では、そういう配属職員

はいなかったのですが、現在のところ35歳未満の職員を水道局には配属をさせていただいているという状態にあります。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

何名いるのかということでお聞きしたんですが、まあ良いです。いるということでしょうけども。そういった中で、皆さんも最近起きた博多駅前の陥没事故、技術系職員の力があつたからこそ1週間程度で復旧したというふうに思います。やはり一般職と技術職というのは、ある程度持っているものが最初から違うというふうに思います。一般職の方が技術系のことをやれと言われたら、それはできるでしょう。しかし、内容が多分、上っ面だけ分かっていて中身が分からない状況になってくるのかなど。やはりそこには今まで蓄積された水道の技術と技能が入っているわけですから、そういった意味では、35歳未満いなかったという状況もありますし、そういったことで採用に関しては、定期的に入れていくというようなことも考えるべきではないかなというふうに思います。おまけに水道関係、長崎市、死亡災害でましたよね。トンネル工事、誰だって分かっていますよね、発電機の中に行ったら一酸化炭素中毒。おまけに低酸素、酸欠状態になりますよね。それは技術系職員だったら分かるはずなんです。おまけに酸欠の作業研修受けてるかも分からない。そういった違いがやはり一般職と技術職では変わってくるのですよ。そこら辺、町長、しっかり水道事業の方にも技術系職員というのは、しっかりと定期的に入れていくべきだというふうに私思いますけども、町長どうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員おっしゃるとおりだと私も思います。今、採用する時に土木系の人たちを、ここにいるなということで、土木系の方々を入れて採用させていただいております。そしてまた足らないところにおいて即戦力というのはありますので、社会人枠でもそういった方々を入れてもらうように、ここ2、3年そういう人事の取り方をしております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そこら辺、ぜひ長与町の水道の技術・技能が途切れないように継続的にやっていただきたいというふうに思います。

次に、長与町の水道ビジョンにおける耐震化率について、具体的にちょっとお伺いしたいというふうに思います。私の持つてる資料で、全国的に2010年3月末で水道施設の耐震化率が、基幹管路に対して34.8%、浄水施設が22.1%、配水池が47.1%という全国的な耐震化率になっております。本町の基幹管路、浄水施設、配水池の

各耐震化率はどのようになってるのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田水道局理事。

○水道局理事兼水道課長（吉田邦彦君）

27年度末時点でございますけど、浄水場耐震率は48.2%、配水池耐震率は84.6%、管路全体耐震適合率は26.5%となっております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

基幹管路が全国平均を若干下回っておりますけども、浄水施設、そして配水池関係、しっかり耐震化されているのかなというふうに思います。そういった意味では、長崎県も地震がないというような、九州地区、特に思われがちだというふうに思います。実際に熊本地震、そして最近でいけば鳥取地震もあっております。やはり安全でおいしい水をいつでも飲めるという環境は、水道事業の使命だというふうに思いますし、長崎県でも雲仙の断層、東部と西部が連動すれば、震度6程度は長崎市、諫早市は来る。その隣接する長与町ですから、長与町もある程度の震度は出てくるのかなと思いますので、耐震化というのは、十分進めて、早急に、いただきたいというふうに思いますが、管路に関しては、とてつもなく長いと思いますので、そこら辺は計画的にしっかりやっていただいて、地震があっても長与町はおいしい水を飲めたよというような感じで、それこそ幸福度日本一の町になるのかなと思いますので、よろしく願いしておきたいというふうに思います。

それと長与町の水道指定給水装置工事業者についてお伺いしたいと思います。現在、長与町、時津町、長崎市、県内外と多くの指定業者が登録されております。そういった中で、指定当時の条件があったらうかと思えます。その条件は、今でも維持されているものか。クリアされてるものか。そういったところの調査はされてるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田水道局理事。

○水道局理事兼水道課長（吉田邦彦君）

指定工事の件なんですけど、平成28年11月末時点での長与町水道指定給水装置工事事業者は183社となっております。また、休止中の事業者が2社、所在不明となっている事業者数は33社と把握をしております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

2社とか、33社とか、所在不明とかそういった感じになっているというふうな回答

でしたけども、水道事業法の関連で更新とかなんとかは謳われてないというふうに思うんですよ。しかし、せっかくの長与町内で登録されてる業者さんが、長与町内の工事をとれないというようなことだったら、共存共栄の意味でもそういった地元業者を優遇していただくような取り組みも必要になってくるのかなと思いますし、そういった中で、こういった指定業者の中にも、今、既にない業者もあると言うならそういったのは削除して良いのではないですか。できないのですかね。申し込む方も優先的に違うところ申し込まれますよね。そういったところどのようになっているのですか。

○議長（内村博法議員）

吉田水道局理事。

○水道局理事兼水道課長（吉田邦彦君）

廃止の件なんですけど、所在者不明業者であります。現状は廃止届が提出された後に町指定工事事業者として廃止をすることになっておりますので、その廃止届が出ていない状態でありまして廃止届ということで、できませんので、一応そのようになっております。

○議長（内村博法議員）

木島水道局長。

○水道局長（木島英利君）

全国的にも水道・給水装置工事指定業者の関係につきましては、いろいろ問題が上がってきてる状態でもあります。その中で、国の方としましても認定期間の設定という考えを、今、協議をされてるような段階であります。その状態を見まして、期間が設定されるようでありましたら本町もその期間の設定を設けたいと考えております。

それと町内業者についてですが、今現在、長与町の管組合という形で活動をしていただいている組織がありまして、そういう組合に加入されてる方々につきましては、緊急工事等、漏水とかの修繕工事等をお願いするような形をとってる状況であります。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

この指定業者については、多分、参議院の委員会の中で答弁されていたというふうに思います。そういった中で、今年度中かなんかで取りまとめというような話もされたので、ぜひそういった事業が改正されたら早急な取り組みの方をお願いしておきたいというふうに思います。

次に水道の方は終わって、最後に、安全安心について再質問をさせていただきます。安全安心なまちづくりについて、歩道上の安全安心ということで、今、巷で車の暴走があっておりますけども、なかなか打つ手がないというふうに私は思っております。それを強化せろというのは、いつ起こり得るか分からない事象に対しての対策というのも、これもうちよっときついところがあるのかなと思います。そういった中でも歩行者と通

学路関係、子どもたちを守るには変わりはないかなというふうに思っております。現在もいろいろな取り組みをされておりますけども、これからソフト面は十分行っていると思います。ハード面の対策をある程度、重要視していかなくちゃいけない時に来ているのかなと思います。歩道の整備あるいは車の速度を落とすハンプ、そして、境柵の設置、あるいは防護柵の設置、もしかしたら見落としてるかもしれないところに縁石だけあって、ガードパイプ・ガードレールがないところ。そこら辺の再度の点検というか、チェックというのは、今回、こういった事象があっておりますけども、されているのか、されてないものか、そして今後、そういった今、起きている事象に対しての対策をどのようにやっていくのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

それではハード面につきまして、お答えをさせていただきます。ガードパイプ、ガードレールあるいはハンプ関係、これにつきましては、今現在、学校関係者及び地域の方々のご意見、それとご指摘をいただきまして、時津警察署、こちらの方とも連携をしまして、今後とも必要などころにつきましては安全対策、こちらの方を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

なかなか、打つ手もいろいろと手探りの状態で打っていかないといけないというところも分かりますけども、ぜひ、子どもたちの安全、歩行者の安全というのは、何にも代えられないものだと思いますので、強力的に推進していただきたいというふうに思います。そういった中、子供たちの見守りあるいは学校関係者・PTA・地域の方が、子供たちを見守っておりますけども、そういった方たちも事故に遭うケースもあるのかなと思います。その人たちのせっかくボランティアでやってることが、もし事故に遭ったらとんでもないことになっちゃいますよね。だからその方々の指導状況というのはどのようにされてるのか。せっかくボランティアでしているのに、事故に遭ったらどうにもならないですね。そこら辺の指導というのは、どこがどのようにされてるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まずボランティア活動につきましては、それぞれ各小学校区のコミュニティであったりとか、また、PTAさんであったりとかいろんな団体から活動していただいております。もちろん立哨という形で立ってい

ただいておりますけども、この指導につきましては、特にということではございませんけども、交通安全協会から派遣をしていただいて、研修会等に参加していただくとか、また、コミュニティはコミュニティで、その内部の中で研修もさせていただいております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

ぜひ、そこら辺は強かに推進していただいて、せっかくのボランティアの方が事故に遭わないようにしていただきたいと思います。一度は現場を見ていただきたいと思うんですよ。多分、見てると言えば、見てると言うかもしれません。車の通るところにぼつと出てきたり、本当に危ないというふうに思うところ何度か私も見ましたし、私の前にも来られましたので、そういったところは、ぜひ注意喚起していただいて、せっかくのボランティア活動が無駄にならないように、よろしく願いしておきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時05分）